官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一）　二
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（二二）　三
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　三
〔省　令〕
○統計法施行規則の一部を改正する省令（**総務**二二）　三
○消防法施行規則の一部を改正する省令（**同**二三）　三五
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（**財務**六）　一六
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**二二）　二
〔法規的告示〕
○駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（**消防庁**二）　三三
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（**同**三）　三五
○消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（**同**四）　三〇
○消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件（**同**五）　三三
〔その他告示〕
○特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針の一部を改正する件（**農林水産**三〇三）　三三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**三四二）　三四
〔官庁報告〕
官庁事項
令和八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　三七
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　六六
裁判所
破産、免責、再生関係　六九
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四
一六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二十一号）（国土交通省）

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行期日は、令和八年五月十三日とする。ただし、同法第一条中船員法第百十七条の二から第百十七条の四までの改正規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（政令第二十二号）（厚生労働省）

第１　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を六百六十九円から六百八十三円に改定する。（第一条第二項第一号関係）

第２　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

１　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を千九円から千三十円に、受給権者一人当たりの基準額を七百五十四円から七百七十円に、保険料免除者一人当たりの基準額を二千六十六円から二千百十円に改定する。（第一条第一号～第三号関係）

２　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金の受給権者一人当たりの基準額を六十円から六十二円に改定する。（第一条第四号関係）

第３　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

１　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を千九百八十五円から二千百十三円に改定する。（第一条第一号関係）

２　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を三千九百九十三円から四千二百四十四円に改定する。（第二条関係）

３　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を二千八円から二千百三十一円に改定する。（第三条関係）

第４　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特定障害者一人当たりの基準額を二千六百六十二円から二千七百二十四円に改定する。（本則関係）

第５　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる年金生活者支援給付金の支給の認定の請求一件当たりの基準額を二千百八十円から二千二百三十一円に改定する。（本則第一号関係）

第６　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十一号

船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

船員法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月十三日とする。ただし、同法第一条中船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二から第百十七条の四までの改正規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十六年法律第百六十六号）第二十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百三十五号）第百二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百六十九円」を「六百八十三円」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九円」を「千三十円」に改め、同条第二号中「七百五十四円」を「七百七十円」に改め、同条第三号中「二千六十六円」を「二千百十円」に改め、同条第四号中「六十円」を「六十二円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百八十五円」を「二千百十三円」に改める。

第二条中「千九百八十五円」を「二千百十三円」に、「三千九百九十三円」を「四千二百四十四円」に改める。

第三条中「二千八円」を「二千百三十一円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二千六百六十二円」を「二千七百二十四円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「二千百八十円」を「二千二百三十一円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第一条　令和七年度分として負担する負担金

二　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和七年度分として交付する交付金

三　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和七年度分として交付する事務費

四　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和七年度分として交付する交付金

五　第五条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和七年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項並びに第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（顧客等の本人特定事項の確認方法） **第六条**　法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか イ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち、同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）であって、氏名、住居、生年	（顧客等の本人特定事項の確認方法） **第六条**　［同上］ 一　［同上］ イ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる

月日及び写真（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券にあっては、氏名、生年月日及び写真。チにおいて同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたもの（以下「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法

ロ　次に掲げる行為のいずれかを行うとともに、当該顧客等の本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、預金通帳その他の当該顧客等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

(1)　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。）又は本人確認書類のうち次条第一号ニに掲げるものの提示を受けること。

(2)　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハ又はホに掲げるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させること。

［号の細分を削る。］

ハ　当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［号の細分を削る。］

書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、預金通帳その他の当該顧客等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

［加える。］

［加える。］

ハ　当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ　当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ・ホ　［略］

ヘ　次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下ヘ及びカにおいて同じ。）又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(1)・(2)　略

ト　当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。チ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。チ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

チ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号イにおいて「特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置」という。）又は特定事業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

リ～ル　［略］

ヘ・ト　［同上］

［号の細分を二つずつ繰り上げる。］

チ　次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(1)・(2)　同上

リ　当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヌ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヌ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

ヌ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号イにおいて「写真付き本人確認書類提示等措置」という。）又は特定事業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

ル～ワ　［同上］

［号の細分を二つずつ繰り上げる。］

ヲ　当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類の提示（次条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ワ　当該顧客等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ワ及びカにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（同条第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

カ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下カにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二　法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）　当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法

三　［略］

2　特定事業者は、前項第一号イからホまで、ト、ヲ若しくはワ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客

［号の細分を加える。］

カ　当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（同条第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヨ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下ヨにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二　法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）　当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法

三　［同上］

2　特定事業者は、前項第一号イからトまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提

等の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ハからホまで、ト若しくはワに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ホ若しくはワ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

［一～五　略］

3　特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4　特定事業者は、第一項第一号ロ、ホ、ヘ、ワ若しくはカ又は第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一～三　略］

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十二条　法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項（同項第一号（ヘを除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号イ	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等	当該代表者等から当該代表者等

示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ト若しくはカ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

［一～五　同上］

3　特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4　特定事業者は、第一項第一号ロ、ト、チ、カ若しくはヨ又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一～三　同上］

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十二条　法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項（同項第一号（チを除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号イ	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等	当該代表者等から当該代表者等

［項を削る。］	
［項を削る。］	
第六条第一項第一号ロ及びハ	
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第一項第一号ニ	
当該顧客等の	当該代表者等の
顧客等に	代表者等に
顧客等（	代表者等（
顧客等を	代表者等を
当該顧客等しか	当該代表者等しか
当該顧客等が	当該代表者等が
顧客等と	代表者等と
第六条第一項第一号ホ	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等

提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）	
第六条第一項第一号ロ	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
次条第一号イ	次条第一号イ及びロ
提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）	提示
第六条第一項第一号ハ	
当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
同号ロ、ニ	同号ニ
提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）	提示
第六条第一項第一号ニ及びホ	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第一項第一号ヘ	
当該顧客等の	当該代表者等の
顧客等に	代表者等に
顧客等（	代表者等（
顧客等を	代表者等を
当該顧客等しか	当該代表者等しか
当該顧客等が	当該代表者等が
顧客等と	代表者等と
第六条第一項第一号ト	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等

第六条第一項第一号トからルまで	当該顧客等	当該代表者等
第六条第一項第一号ヲ	当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等	当該代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）から当該代表者等
	提示（次条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代表者等からの提示を除く。）	提示
第六条第一項第一号ワ	当該顧客等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ワ及びカにおいて同じ。）又はその代表者等	当該代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ワ及びカにおいて同じ。）
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第一項第一号カ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等と	当該代表者等と

［略］

2　［略］

3　特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ホ、チ、ワ若しくはカに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

第六条第一項第一号リからワまで	当該顧客等	当該代表者等
［項を加える。］		
第六条第一項第一号カ	当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）又はその代表者等	当該代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第一項第一号ヨ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等と	当該代表者等と

［同上］

2　［同上］

3　特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ト、ヌ、カ若しくはヨに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4　特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ホ、ワ若しくはカに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一～三　略］

5　［略］

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条　法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであって、第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一　第六条（第一項第一号ヘを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二　次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ　第六条第一項第一号イからホまで、チ（特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。以下イにおいて同じ。）及びヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類（第六条第一項第一号ハからホまで、チ、ワ若しくはカ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法

ロ　第六条第一項第一号ト、チ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びリからルまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類（第六条第一項第一号ト若しくはリ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号

4　特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ト、カ若しくはヨに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一～三　同上］

5　［同上］

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条　［同上］

一　第六条（第一項第一号チを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二　［同上］

イ　第六条第一項第一号イからトまで、ヌ（写真付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。以下イにおいて同じ。）、カ及びヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類（第六条第一項第一号ホからトまで、ヌ、カ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法

ロ　第六条第一項第一号リ、ヌ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類（第六条第一項第一号リ若しくはル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号

ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下ロにおいて「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあっては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法）

［2～4　略］

（確認記録の作成方法）

第十九条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

［号の細分を削る。］

イ　第六条第一項第一号ハ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ロ　第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ニ　第六条第一項第一号ヘ若しくはカ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ホ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ヘ　第六条第一項第一号リからルまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ト　第六条第一項第一号ワ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

チ～ワ　［略］

2　［略］

ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下ロにおいて「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあっては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法）

［2～4　同上］

（確認記録の作成方法）

第十九条　［同上］

一　［同上］

二　次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ニ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ホ　第六条第一項第一号チ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ヘ　第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ト　第六条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

チ　第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ～カ　［同上］

［号の細分を一つずつ繰り上げる。］

2　［同上］

（確認記録の記録事項）

第二十条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第六条第一項第一号ホ若しくはワ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五　［略］

六　第六条第一項第一号ロ、ホ、ヘ、チ、ワ若しくはカ（これらの規定（同号ヘを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

七　第六条第一項第一号ハ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ニ(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付

九　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十　第六条第一項第一号ワ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

［十一～三十一　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認記録の記録事項）

第二十条　［同上］

［一～三　同上］

四　顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第六条第一項第一号ト若しくはカ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五　［同上］

六　第六条第一項第一号ロ、ト、チ、ヌ、カ若しくはヨ（これらの規定（同号チを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

七　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付

九　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十　第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

［十一～三十一　同上］

［2・3　同上］

附　則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第二十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

総務大臣　林　芳正

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等） **第八条**　［略］ 2　第三十三条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。 一　第三十三条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十三条提供申出書等」という。）に記載されている第三十三条提供申出者（第三十三条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等（運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類 ［二・三　略］ 3　第三十三条提供申出者又はその代理人が自然人の場合であって、行政機関の長又は指定独立行政法人等が、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該第三十三条提供申出者又はその代理人の氏名、生年月日及び住所に係る電磁的記録（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該第三十三条提供申出者又はその代理人のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法によって、それらの者が本人であることを確認した場合には、当該特定電磁的記録の送信をもって前項柱書に定める書類の提示又は提出に代えることができる。 4　前項の規定は、第十七条第二項柱書、第二十五条第二項柱書及び第三十三条第二項柱書に定める書類の提示又は提出について準用する。 5　［略］	（法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等） **第八条**　［同上］ 2　［同上］ 一　第三十三条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十三条提供申出書等」という。）に記載されている第三十三条提供申出者（第三十三条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類 ［二・三　同上］ ［新設］ 3　［同上］ ［新設］

（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）

第十七条　［略］

２　第三十三条の二提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　第三十三条の二提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十三条の二提供申出書等」という。）に記載されている第三十三条の二提供申出者（第三十三条の二提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

［二・三　略］

［３　略］

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第二十五条　［略］

２　委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

［二・三　略］

［３　略］

（匿名データの提供に係る手続等）

第三十三条　［略］

２　第三十六条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　第三十六条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十六条提供申出書等」という。）に記載されている第三十六条提供申出者（第三十六条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）

第十七条　［同上］

２　［同上］

一　第三十三条の二提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十三条の二提供申出書等」という。）に記載されている第三十三条の二提供申出者（第三十三条の二提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

［二・三　同上］

［３　同上］

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第二十五条　［同上］

２　［同上］

一　委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

［二・三　同上］

［３　同上］

（匿名データの提供に係る手続等）

第三十三条　［同上］

２　［同上］

一　第三十六条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十六条提供申出書等」という。）に記載されている第三十六条提供申出者（第三十六条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定

する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

［二・三　同上］

［3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十五条第一号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

総務大臣　林　芳正

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（泡消火設備に関する基準） **第十八条**　固定式の泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところによらなければならない。 ［一　略］ 二　泡ヘッドは、令別表第一（十三）項ロに掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車の用に供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。 ［イ・ロ　略］ ハ　フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。ただし、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして消防庁長官が定める性能を有するものについては、当該泡消火設備に設けるフォームヘッドの同表中欄に掲げる泡消火薬剤に係る放射量を、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量によらず、消防庁長官が定める数量の割合で計算した量を放射することができるように設けることをもつて足りる。 ［表　略］ ［三　略］ ［2～4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（泡消火設備に関する基準） **第十八条**　［同上］ ［一　同上］ ［二　同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。 ［表　同上］ ［三　同上］ ［2～4　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

財務大臣　片山さつき

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（本人確認方法） **第八条**　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか イ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類（別表に規定する書類等をいう。以下同じ。）のうち、同表第一号又は第四号に定めるもの（同表第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）であつて、氏名、住所又は居所、生年月日及び写真（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券にあつては、氏名、生年月日及び写真。チにおいて同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたもの（以下「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法 ロ　次に掲げる行為のいずれかを行うとともに、当該顧客又は代表者等の本人確認書類に記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、預金通帳その他の当該顧客又は代表者等との取引又は行為に係る文書（以下「取引又は行為に係る文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下この条において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下この条において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法 (1)　当該顧客又は代表者等から写真付き本人確認書類（特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。）又は本人確認書類のうち別表第一号ニに掲げるものの提示を受けること。 (2)　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハ又はホに掲げるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させること。	（本人確認方法） **第八条**　［同上］ 一　自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか イ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類（別表に規定する書類等をいう。以下同じ。）のうち同表第一号又は第四号に定めるもの（同表第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（当該顧客の同表第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法 ロ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類（別表第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該顧客の当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、預金通帳その他の当該顧客又は代表者等との取引又は行為に係る文書（以下「取引又は行為に係る文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下この条において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下この条において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法 ［加える。］ ［加える。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ハ　当該顧客又は代表者等から、銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客又は代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ・ホ　［略］

ヘ　次の（1）又は（2）に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下ヘ、カ、第八条の三及び第八条の四において同じ。）又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住所又は居所の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（1）・（2）　略

ト　当該顧客又は代表者等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。チ及び第八条の四第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることを確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。チ及び第八条の四第一項第五号において同じ。）する方法

チ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導

ハ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ　当該顧客又は代表者等から、銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客又は代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ヘ・ト　［同上］

［号の細分を二つずつ繰り上げる。］

チ　次の（1）又は（2）に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住所又は居所の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（1）・（2）　同上

リ　当該顧客又は代表者等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヌ及び第八条の四第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることを確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヌ及び第八条の四第一項第五号において同じ。）する方法

ヌ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第八条の四第一項第一号、第三号

体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びに第八条の四第一項第一号、第三号及び第十六号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置又は銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることの確認を行い、並びに第八条の四第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客又は代表者等に対して、取引又は行為に係る文書を送付する方法

リ～ル　［略］

ヲ　当該顧客又は代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）から写真付き本人確認書類の提示（当該顧客の別表第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ワ　当該顧客又は代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ワ及びカにおいて同じ。）から当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（同表第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類（同表第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

カ　当該顧客又は代表者等から当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（以下カにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類の写し及び当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客又は代表者等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客又は代表者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヨ・タ　［略］

［二・三　略］

及び第十六号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置又は銀行等に代わつて住所又は居所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることの確認を行い、並びに第八条の四第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該銀行等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客又は代表者等に対して、取引又は行為に係る文書を送付する方法

ル～ワ　［同上］

［号の細分を二つずつ繰り上げる。］

［号の細分を加える。］

カ　当該顧客又は代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）から当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（同表第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類（同表第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヨ　当該顧客又は代表者等から当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（以下ヨにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類の写し及び当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客又は代表者等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客又は代表者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

タ・レ　［同上］

［二・三　同上］

2　銀行等は、第一項第一号イからホまで、ト、ヲ若しくはワ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ハからホまで、ト若しくはワに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けることにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ホ若しくはワ又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

［一～五　略］

3　［略］

4　銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつている自然人について、第一項第一号ロ、ホ、チ、ワ又はカに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

5　銀行等は、第一項第一号ロ、ホ、ヘ、ワ若しくはカ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同項第一号ヘに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一～三　略］

［6・7　略］

2　銀行等は、第一項第一号イからトまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けることにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ト若しくはカ又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

［一～五　同上］

3　［同上］

4　銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつている自然人について、第一項第一号ロ、ト、ヌ、カ又はヨに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

5　銀行等は、第一項第一号ロ、ト、チ、カ若しくはヨ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同項第一号チに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一～三　同上］

［6・7　同上］

（本邦内に住所又は居所を有しない外国人の住所又は居所に代わる本人特定事項）

第八条の二の二　法第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引又は行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（以下「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められる者が顧客である場合における、特定為替取引、両替（法第二十二条の三に規定する両替をいう。第十二条の七において同じ。）又は令第十一条の五第一項第八号に掲げる行為　国籍及び旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）の番号

二　［略］

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからヲまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヲまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

［号の細分を削る。］

イ　第八条第一項第一号ハに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し

ロ　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその写し

ハ　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該資料若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくはその写し

ニ　第八条第一項第一号ヘ若しくはカに掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ホ　第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ヘ　第八条第一項第一号リからルまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

ト　第八条第一項第一号ワに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

チ～ヲ　［略］

2　［略］

（本邦内に住所又は居所を有しない外国人の住所又は居所に代わる本人特定事項）

第八条の二の二　法第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引又は行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（以下「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められる者が顧客である場合における、特定為替取引、両替（法第二十二条の三に規定する両替をいう。第十二条の七において同じ。）又は令第十一条の五第一項第八号に掲げる行為　国籍及び旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）の番号

二　［同上］

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［同上］

二　次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類（第八条第二項に規定する補完書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその写し

ロ　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ　第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその写し

ニ　第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該資料若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくはその写し

ホ　第八条第一項第一号チ若しくはヨに掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ヘ　第八条第一項第一号リに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ト　第八条第一項第一号ルからワまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ　第八条第一項第一号カに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ～ワ　［同上］

［号の細分を一つずつ繰り上げる。］

2　［同上］

（本人確認記録の記録事項）

第八条の四　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第八条第一項第一号ホ若しくはワに掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五　［略］

六　第八条第一項第一号ロ、ホ、ヘ、チ、ワ若しくはカ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同項第一号チに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

七　第八条第一項第一号ハに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ニ（１）又は（２）に掲げる行為を行つた日付

九　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十　第八条第一項第一号ワに掲げる方法により顧客又は代表者等の本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

［十一～二十三　略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　七百八円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　七百六円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百二十九円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百四十八円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　　分	係　　数
１級地（旧１級地）	0.107
２級地（旧２級地）	0.104
２級地（旧３級地）	0.103
２級地（旧４級地）	0.103
２級地（旧５級地）	0.103
２級地（旧６級地）	0.100
２級地（旧７級地）	0.098
２級地（旧無級地）	0.095
３級地（旧２級地）	0.103
３級地（旧３級地）	0.103
３級地（旧４級地）	0.102
３級地（旧５級地）	0.101
３級地（旧６級地）	0.100
３級地（旧無級地）	0.095
４級地（旧４級地）	0.101
４級地（旧５級地）	0.100
４級地（旧６級地）	0.098
４級地（旧７級地）	0.097
４級地（旧無級地）	0.095
５級地（旧６級地）	0.096
５級地（旧７級地）	0.095
５級地（旧無級地）	0.094
無級地（旧７級地）	0.094
無級地（旧無級地）	0.093

備考　（略）

二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百二十八円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百四十五円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　　分	係　　数
１級地	0.108
２級地	0.105
３級地	0.105
４級地	0.103
５級地	0.101
６級地	0.098
７級地	0.096
無級地	0.094

備考　（略）

（2）地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.022	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域９種地	0.022	Ⅱの地域９種地	0.014
Ⅰの地域８種地	0.022	Ⅱの地域８種地	0.012
Ⅰの地域７種地	0.018	Ⅱの地域７種地	0.011
Ⅰの地域６種地	0.010	Ⅱの地域６種地	0.009
Ⅰの地域５種地	0.007	Ⅱの地域５種地	0.007
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

（3）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年度分の事務費交付金から適用する。

法規的告示

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十八条第一項第二号ハただし書の規定に基づき、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を次のとおり定める。

令和八年三月六日

消防庁長官　大沢　博

第一　趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十八条第一項第二号ハただし書の規定に基づき、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準を定めるものとする。

第二　駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能

規則第十八条第一項第二号ハただし書の消防庁長官が定める性能は、次の第一号から第三号までに掲げる試験方法により第四号の基準に適合する性能とする。

一　フォームヘッド

別図第一に示すように配置し、取付け高さの上限の高さに設置すること。

二　泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力（別図第二に示す整流筒で測定した放射時における静圧をいう。）を最低圧力（設計圧力の下限値をいう。）とし、放射する泡水溶液の数量の割合を設計上の泡水溶液の床面積一平方メートル当たりの放射量の下限値（三・七リットル毎分以上に限る。第三において同じ。）とすること。

三　火災模型

別図第一に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートル、深さ〇・二メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に水を六十リットル入れ、その上に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを六十リットル入れた火災模型とすること。

四　消火

前号に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

第三　放射する泡水溶液の数量の割合

規則第十八条第一項第二号ハただし書の消防庁長官が定める数量の割合は、第二に定める試験方法により必要とされる消火性能を有することが確認された泡消火設備の設計上の泡水溶液の一平方メートル当たりの放射量の下限値以上とすること（第二に定める試験方法により当該泡消火設備が必要とされる消火性能を有することを確認した試験において使用した泡水溶液と同一のものを放射する場合に限る。）。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

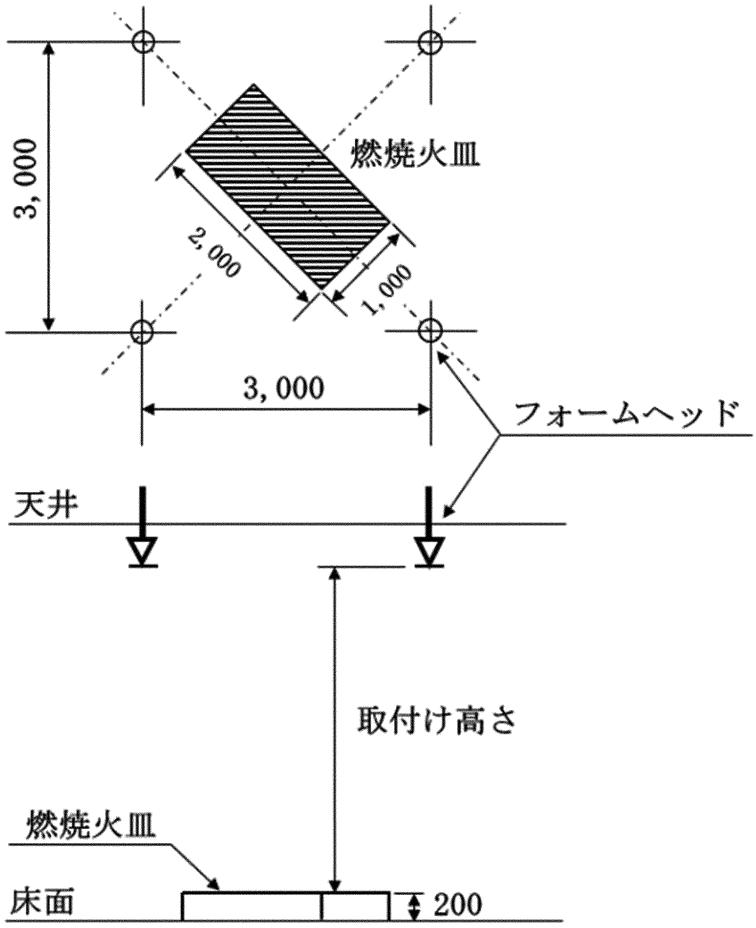
（2）地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.022	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域９種地	0.022	Ⅱの地域９種地	0.014
Ⅰの地域８種地	0.022	Ⅱの地域８種地	0.011
Ⅰの地域７種地	0.018	Ⅱの地域７種地	0.011
Ⅰの地域６種地	0.010	Ⅱの地域６種地	0.009
Ⅰの地域５種地	0.007	Ⅱの地域５種地	0.007
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

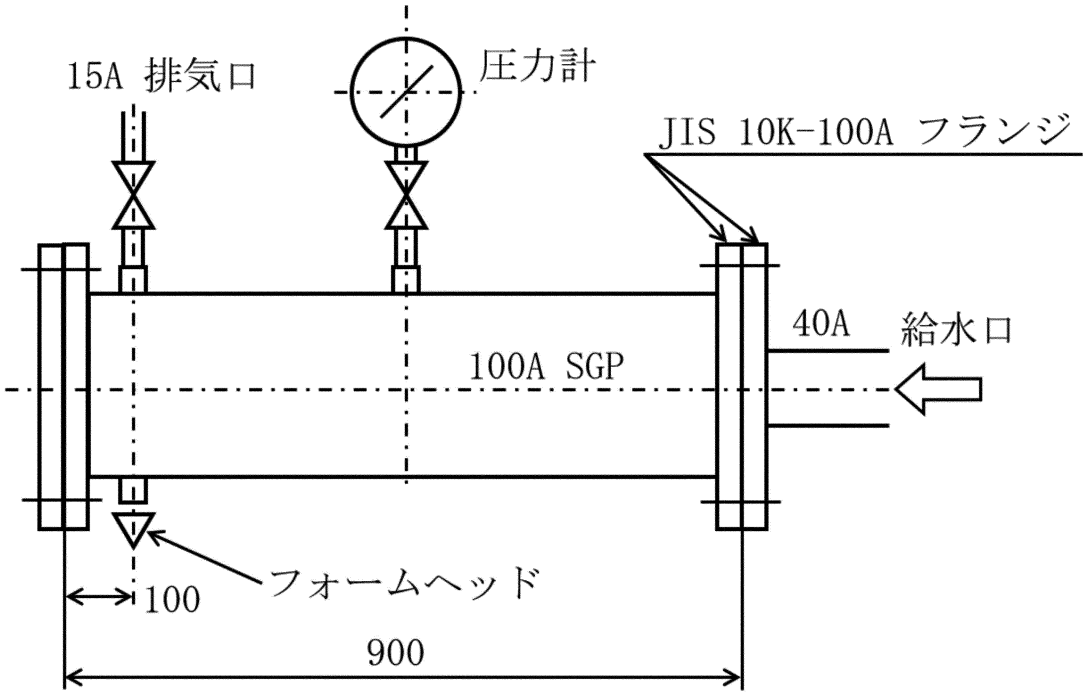
備考　（略）

（3）　（略）

別図第一　消火試験（第二第一号及び第三号関係）
（単位　ミリメートル）



別図第二　整流筒（第二第二号関係）
（単位　ミリメートル）



○消防庁告示第三号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第10　動力消防ポンプ設備の点検の基準	**別表第10**　［同左］
1　機器点検	1　機器点検
次の事項について確認すること。	［同左］
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　内燃機関	(4)　内燃機関
［ア～カ　略］	［ア～カ　同左］
キ　吸排気装置	キ　給排気装置
変形、損傷等がなく、機能が正常であること。	［同左］
(5)　電動機	［新設］
ア　(4)エ及びカに準じた事項に適合していること。	
イ　動力伝達装置の機能が正常であること。	
ウ　電動機駆動用蓄電池の充電の残量が指示計に表示されること。	
(6)　ポンプ	(5)　ポンプ
［ア～エ　略］	［ア～エ　同左］
(7)　車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。）	(6)　車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。）
変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。	［同左］
(8)　積載器具	(7)　積載器具
［ア～オ　略］	［ア～オ　同左］
［2　略］	［2　同左］

別記様式第５　泡消火設備（その３）

泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽				
	消火薬剤（型式番号）	L（泡第　～　号）			
	圧力計	MPa			
	バルブ類				
泡消火薬剤混合装置等	外形				
	薬剤混合装置				
	加圧送液装置				
泡放出口	外形				
	泡放出障害				
	未警戒部分				
流水検知装置・圧力検知装置	バルブ本体等	MPa			
	リターディング・チャンバー				
	圧力スイッチ	設定圧力　作動圧力 MPa　MPa			
	音響警報装置・表示装置				
一斉開放弁（電磁弁を含む。）					
防護区画（高発泡を用いる設備に限る。）	区画変更等				
	開口部の自動閉鎖装置				
非常停止装置（高発泡を用いる設備に限る。）					
泡放射用器具格納箱等	泡放射用器具格納箱 周囲の状況				
	泡放射用器具格納箱 外形				
	泡放射用器具格納箱 表示				
	ホース・ノズル 外形	ホース　ノズル径 m×　本　mm			
	ホース・ノズル ホースの耐圧性能				
	ホース接続口				
	開閉弁				
	表示灯				
耐震措置					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第５　［同左］

泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽				
	消火薬剤	L			
	圧力計	MPa			
	バルブ類				
泡消火薬剤混合装置等	外形				
	薬剤混合装置				
	加圧送液装置				
泡放出口	外形				
	泡放出障害				
	未警戒部分				
流水検知装置・圧力検知装置	バルブ本体等	MPa			
	リターディング・チャンバー				
	圧力スイッチ	設定圧力　作動圧力 Mpa　MPa			
	音響警報装置・表示装置				
一斉開放弁（電磁弁を含む。）					
防護区画（高発泡を用いる設備に限る。）	区画変更等				
	開口部の自動閉鎖装置				
非常停止装置（高発泡を用いる設備に限る。）					
泡放射用器具格納箱等	泡放射用器具格納箱 周囲の状況				
	泡放射用器具格納箱 外形				
	泡放射用器具格納箱 表示				
	ホース・ノズル 外形	ホース　ノズル径 m×　本　mm			
	ホース・ノズル ホースの耐圧性能				
	ホース接続口				
	開閉弁				
	表示灯				
耐震措置					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第５　泡消火設備（その４）

総合点検								
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
移動式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
			減圧のための措置					
		発泡倍率等						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		発泡倍率等						
		減圧のための措置						
備考								

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第５　［同左］

総合点検								
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
移動式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
			減圧のための措置					
		発泡倍率等						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		発泡倍率等						
		減圧のための措置						
備考								

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第10　動力消防ポンプ設備（その１）

動力消防ポンプ設備点検票

名称				防火管理者	
所在				立会者	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日		
点検者	氏名	点検者所属会社	社名　TEL 住所		
点検設備名	本体	製造者名 型式等			

点検項目			点検結果 種別・容量等の内容	判定	不良内容	措置内容
機器点検						
周囲の状況等						
水源	貯水槽					
	水量		m³			
	水状					
	給水装置					
吸管投入孔・採水口	周囲の状況					
	吸管投入口					
	採水口	本体				
		開閉弁				
	標識					
内燃機関・電動機	燃料		L			
	潤滑油					
	蓄電池	外形				
		電解液				
		端子電圧	V			
	起動装置					
	動力伝達装置					
	冷却装置	ラジエータ等				
		冷却ファン				
	吸排気装置					
	電動機駆動用蓄電池					
ポンプ	本体					
	真空ポンプ	潤滑剤				
		自動停止スイッチ				
	計器類					
	作動					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第10　［同左］

動力消防ポンプ設備点検票

名称				防火管理者	
所在				立会者	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日		
点検者	氏名	点検者所属会社	社名　TEL 住所		
点検設備名	本体	製造者名 型式等			

点検項目			点検結果 種別・容量等の内容	判定	不良内容	措置内容
機器点検						
周囲の状況等						
水源	貯水槽					
	水量		m³			
	水状					
	給水装置					
吸管投入孔・採水口	周囲の状況					
	吸管投入口					
	採水口	本体				
		開閉弁				
	標識					
内燃機関	燃料		L			
	潤滑油					
	蓄電池	外形				
		電解液				
		端子電圧	V			
	起動装置					
	動力伝達装置					
	冷却装置	ラジエータ等				
		冷却ファン				
	吸排気装置					
ポンプ	本体					
	真空ポンプ	潤滑剤				
		自動停止スイッチ				
	計器類					
	作動					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第36　特定駐車場用泡消火設備（その３）

減圧のための措置						
配管等	管・管継手					
	支持金具・つり金具					
	バルブ類					
	ろ過装置					
	逃し配管					
	流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）					
	末端試験弁					
	混合装置試験弁					
	標識					
泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽					
	消火薬剤（型式番号）	（泡第　～　号）				
	圧力計					
	バルブ類					
泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置	外形					
	泡消火薬剤混合装置					
	加圧送液装置					
閉鎖型泡水溶液ヘッド等	外形					
	感知障害					
	放射障害					
	未警戒部分					
	適応性					
開放型泡水溶液ヘッド等	外形					
	放射障害					
	未警戒部分					
感知継手等	外形					
	感知障害					
	未警戒部分					
	適応性					
一斉開放弁（電磁弁等を含む）						

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第36　［同左］

減圧のための措置						
配管等	管・管継手					
	支持金具・つり金具					
	バルブ類					
	ろ過装置					
	逃し配管					
	流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）					
	末端試験弁					
	混合装置試験弁					
	標識					
泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽					
	消火薬剤					
	圧力計					
	バルブ類					
泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置	外形					
	泡消火薬剤混合装置					
	加圧送液装置					
閉鎖型泡水溶液ヘッド等	外形					
	感知障害					
	放射障害					
	未警戒部分					
	適応性					
開放型泡水溶液ヘッド等	外形					
	放射障害					
	未警戒部分					
感知継手等	外形					
	感知障害					
	未警戒部分					
	適応性					
一斉開放弁（電磁弁等を含む）						

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第５　泡消火設備　④

試験項目					種別・容量等の内容	結果
外観試験	自動警報装置		音響警報装置		―――	
			火災表示装置		―――	
	防護区画の開口部（高発泡に限る。）		開口部の措置		―――	
			自動閉鎖装置を設けない開口部		―――	
			開口部の構造			
	貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所			
			機器	消火剤の適合性	―――	
				貯蔵量	L	
				圧力計の指示	MPa	
		混合装置	設置場所			
			混合方式			
		泡消火薬剤	種別（型式番号）		たん白・合成界面活性剤・水成膜（泡第　～　号）	
			性能		希釈容量濃度　％	
		耐震措置			―――	
	泡消火栓等	泡消火栓	泡消火栓の設置個数	階		
				設置個数		
			設置場所		―――	
			周囲の状況・操作性		―――	
			開閉弁設置高さ		床面からの高さ　m	
			ホース接続口		―――	
		泡消火栓箱	周囲の状況		―――	
			設置状況		―――	
			材質等		―――	
			表示灯		―――	
			表示		―――	
		ホース・ノズル	ホース（結合金具を含む。）		―――	
			ホース接続口		―――	
			ノズル		―――	
			結合状態		―――	
			収納状態		―――	

改正前

別記様式第５　［同左］

試験項目					種別・容量等の内容	結果
外観試験	自動警報装置		音響警報装置		―――	
			火災表示装置		―――	
	防護区画の開口部（高発泡に限る。）		開口部の措置		―――	
			自動閉鎖装置を設けない開口部		―――	
			開口部の構造			
	貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所			
			機器	消火剤の適合性	―――	
				貯蔵量	L	
				圧力計の指示	MPa	
		混合装置	設置場所			
			混合方式			
		泡消火薬剤	種別		たん白・界面活性剤・水成膜	
			性能		希釈容量濃度　％	
		耐震措置			―――	
	泡消火栓等	泡消火栓	泡消火栓の設置個数	階		
				設置個数		
			設置場所		―――	
			周囲の状況・操作性		―――	
			開閉弁設置高さ		床面からの高さ　m	
			ホース接続口		―――	
		泡消火栓箱	周囲の状況		―――	
			設置状況		―――	
			材質等		―――	
			表示灯		―――	
			表示		―――	
		ホース・ノズル	ホース（結合金具を含む。）		―――	
			ホース接続口		―――	
			ノズル		―――	
			結合状態		―――	
			収納状態		―――	

別記様式第38　特定駐車場用泡消火設備　④

試験項目				種別・容量等の内容	結果
外観試験	自動警報装置		音響警報装置	—	
			火災表示装置	—	
	減圧措置			有　・　無	
	泡消火薬剤貯蔵槽等	泡消火薬剤貯蔵槽	設置場所		
			泡消火薬剤の適正		
			貯蔵量	L	
			圧力計の指示	MPa	
		泡消火薬剤混合装置	設置場所	—	
			混合方法	—	
			構造・性能	—	
		泡消火薬剤	種別（型式番号）	（泡第　～　号）	
			性能	希釈容量濃度　%	
		混合装置試験弁	設置場所	—	
			表示	—	
		耐震措置		—	
	制御盤		設置場所	—	
			周囲の状況・操作性	—	
			設置状況	—	
			構造・性能	—	
			操作部	—	
			予備品等	—	

別記様式第38　［同左］

試験項目				種別・容量等の内容	結果
外観試験	自動警報装置		音響警報装置	—	
			火災表示装置	—	
	減圧措置			有　・　無	
	泡消火薬剤貯蔵槽等	泡消火薬剤貯蔵槽	設置場所		
			泡消火薬剤の適正		
			貯蔵量	L	
			圧力計の指示	MPa	
		泡消火薬剤混合装置	設置場所	—	
			混合方法	—	
			構造・性能	—	
		泡消火薬剤	種別		
			性能	希釈容量濃度　%	
		混合装置試験弁	設置場所	—	
			表示	—	
		耐震措置		—	
	制御盤		設置場所	—	
			周囲の状況・操作性	—	
			設置状況	—	
			構造・性能	—	
			操作部	—	
			予備品等	—	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づき、平成二十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

様式１

適合確認書　　令和　年　月　日

自主表示対象機械器具等の種類				動力消防ポンプ	
型式	ポンプの種別				
	ポンプの級別				
	ポンプの型式				
	機関の型式				
主な仕様	ポンプ	吸水口		呼称　×　口	
		最大使用圧力	ポンプ	MPa	
			放水配管	MPa	
		定格回転速度		rpm	
	機関の定格回転速度			rpm	
	真空ポンプ	型式			
		定格回転速度		rpm	

確認試験結果

関係条文	試験項目			試験結果 規定値	試験結果 測定値	良否
第3条	構造					
第4条	材料					
第6条	吸水口			○○mm以下	○○mm	
第7条	表示					
第8条、第12条又は第16条	ポンプ	ポンプの構造				
		排水時間		5分以内	○○分	
		駆動装置				
		呼び水装置				
第9条、第13条又は第17条	機関	冷却装置				
		潤滑装置				
		燃料装置				
		その他装置				
第10条	配管の色分け					
第11条、第15条又は第19条	装備					
第14条	運搬装置					
第21条又は第31条	放水性能試験	放水性能	規格放水(○MPa)	○○㎥/min以上	○○㎥/min	
			高圧放水(○MPa)	○○㎥/min以上	○○㎥/min	
		効率		○○%以上	○○%	
第22条又は第32条	連続放水試験					
第23条又は第33条	耐圧試験	放水側		○○MPa		
		吸水側		○○MPa		
第24条	腐食試験					
第25条又は第34条	真空ポンプの機能試験	真空性能		○○秒以内	○○秒	
			真空漏れ	1.3kPa以下	○○kPa	
		揚水繰返し(1000回)		構造又は機能に異常が生じないもの		
		真空ポンプ気水分離		構造又は機能に異常が生じないもの		
		連続運転		構造又は機能に異常が生じないもの		
第26条	エゼクタの機能試験			○○秒以内	○○秒	
第27条	機関の連続運転試験					
第28条	機関の低温始動試験			○○秒以内	○○秒	
第29条又は第35条	機関のガバナ作動試験	最大回転速度		○○rpm以内	○○rpm	
		静定回転速度		○○rpm以内	○○rpm	
		静定時間		10秒以内	○○秒	
第30条	耐落水試験					
備考	基準の特例に基づくものにあっては、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号					

注1：試験結果欄中「－」は、該当しない試験項目であることを示す。
注2：試験結果欄中「／」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、動力消防ポンプの技術上の規格に適合しています。

届出者

確認試験責任者　担当部署

氏　名

備考　この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

改正前

様式１

適合確認書　　令和　年　月　日

自主表示対象機械器具等の種類				動力消防ポンプ	
型式	ポンプの種別				
	ポンプの級別				
	ポンプの型式				
	機関の型式				
主な仕様	ポンプ	吸水口		呼称　×　口	
		最大使用圧力	ポンプ	MPa	
			放水配管	MPa	
		定格回転速度		rpm	
	機関の定格回転速度			rpm	
	真空ポンプ	型式			
		定格回転速度		rpm	

確認試験結果

関係条文	試験項目			試験結果 規定値	試験結果 測定値	良否
第3条	構造					
第4条	材料					
第6条	吸水口			○○mm以下	○○mm	
第7条	表示					
第8条、第12条又は第16条	ポンプ	ポンプの構造				
		排水時間		5分以内	○○分	
		駆動装置				
		呼び水装置				
第9条、第13条又は第17条	機関	冷却装置				
		潤滑装置				
		燃料装置				
		その他装置				
第10条	配管の色分け					
第11条、第15条又は第19条	装備					
第14条	運搬装置					
第21条又は第31条	放水性能試験	放水性能	規格放水(○MPa)	○○㎥/min以上	○○㎥/min	
			高圧放水(○MPa)	○○㎥/min以上	○○㎥/min	
		効率		○○%以上	○○%	
第22条又は第32条	連続放水試験					
第23条又は第33条	耐圧試験	放水側		○○MPa		
		吸水側		○○MPa		
第24条	腐食試験					
第25条又は第34条	真空ポンプの機能試験	真空性能		○○秒以内	○○秒	
			真空漏れ	1.3kPa以下	○○kPa	
		揚水繰返し(1000回)		構造又は機能に異常が生じないもの		
		真空ポンプ気水分離		構造又は機能に異常が生じないもの		
		連続運転		構造又は機能に異常が生じないもの		
第26条	エゼクタの機能試験			○○秒以内	○○秒	
第27条	機関の連続運転試験					
第28条	機関の低温始動試験			45秒以内	○○秒	
第29条又は第35条	機関のガバナ作動試験	最大回転速度		○○rpm以内	○○rpm	
		静定回転速度		○○rpm以内	○○rpm	
		静定時間		10秒以内	○○秒	
第30条	耐落水試験					
備考	基準の特例に基づくものあっては、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号					

注1：試験結果欄中「－」は、該当しない試験項目であることを示す。
注2：試験結果欄中「／」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、動力消防ポンプの技術上の規格に適合しています。

届出者

確認試験責任者　担当部署

氏　名

備考　この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第三百三号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第三条第一項の規定に基づき、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（令和三年農林水産省告示第五百八号）の一部を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和八年三月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項 一　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項 (1)　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方 市町村は、特定間伐等促進計画に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、次に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。 ①・②　（略） ③　適切かつ具体的な実施方法の設定 特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる方法を適切かつ具体的に設定すること。 また、当該方法は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあっては当該地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に関する事項に、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第六十二条第一項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林が含まれる場合にあっては当該命令に係る災害等防止措置の内容に、それぞれ従ったものであること。 法第五条第二項第三号ハの作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要となる作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。 ④・⑤　（略） (2)　（略） 二　（略） 第七　その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項 一　法に基づく取組以外の取組との効果的な連携 法に基づく取組は、これ以外の取組であって特定間伐等促進計画、特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、次に掲げる事項に配慮することが適当である。 (1)　（略）	第四　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項 一　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項 (1)　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方 市町村は、特定間伐等促進計画に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、次に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。 ①・②　（略） ③　適切かつ具体的な実施方法の設定 特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる方法を適切かつ具体的に設定すること。 また、当該方法は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあっては当該地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に関する事項に、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林が含まれる場合にあっては当該命令に係る災害等防止措置の内容に、それぞれ従ったものであること。 法第五条第二項第三号ハの作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要となる作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。 ④・⑤　（略） (2)　（略） 二　（略） 第七　その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項 一　法に基づく取組以外の取組との効果的な連携 法に基づく取組は、これ以外の取組であって特定間伐等促進計画、特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、次に掲げる事項に配慮することが適当である。 (1)　（略）

二　(略)	二　(略)
(3)　(略)	(3)　(略)
(2)　特定植栽の実施の促進に寄与する取組	(2)　特定植栽の実施の促進に寄与する取組
①　(略)	①　(略)
②　森林経営管理制度との連携 特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することは困難であるが委託による特定植栽事業の実施等を希望する森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内において、必要に応じ次のいずれかに掲げる方法により、特定植栽の実施を促進すること。	②　森林経営管理制度との連携 特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することは困難であるが委託による特定植栽事業の実施等を希望する森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理法第五条に規定する経営管理意向調査を実施し、同法第四条第一項の経営管理権集積計画及び同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画を作成するなど、森林経営管理制度も活用しながら、特定植栽の実施を促進すること。
ア　特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、森林経営管理法第五条の規定による調査を実施し、同法第四条第一項の経営管理権集積計画及び必要に応じ同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画を作成する方法	(新設)
イ　特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、森林経営管理法第四十五条第二項の規定による調査を実施し、同法第四十三条第一項に規定する集約化構想を作成する方法	(新設)

附　則

この告示は、令和八年四月一日より施行する。

○国土交通省告示第三百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づき、その旨をあわせて告示する。

令和八年三月六日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣、愛知県及び愛知県道路公社

第２　事業の種類

１　国土交通大臣及び愛知県道路公社起業に係る事業

一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

２　愛知県及び愛知県道路公社起業に係る事業

一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　愛知県知多市南浜町、長浦３丁目並びに日長字寒空、字ゴトシ、字生出、字上安田及び字安土地内

愛知県知多市長浦３丁目地先埋立地

⑵　使用の部分　愛知県知多市南浜町、長浦３丁目並びに日長字寒空、字ゴトシ及び字安土地内

愛知県知多市長浦３丁目地先埋立地

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　愛知県知多市日長字安土、字下田、字大小平地、字石塚山、字高根、字石坂口、字荒山、字白山、字古根、字須雲、字高峰脇、字土地山及び字狐鎌、旭１丁目、旭３丁目、金沢字中向山、神田２丁目、神田３丁目、神田４丁目、南粕谷本町３丁目並びに南粕谷本町４丁目地内

愛知県常滑市金山字乗田、字出地田及び字江南田並びに多屋字茨廻間地内

⑵　使用の部分　愛知県知多市日長字安土、字下田、字石塚山、字高根、字石坂口、字荒山、字白山、字古根、字須雲、字高峰脇、字土地山及び字狐鎌、旭１丁目、旭３丁目、金沢字中向山、神田２丁目、神田３丁目、神田４丁目、南粕谷本町３丁目並びに南粕谷本町４丁目地内

愛知県常滑市金山字乗田、字出地田及び字江南田並びに多屋字茨廻間地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「国・公社事業」という。）は、延長1.1㎞の区間（以下「国・公社事業区間」という。）における一般国道の改築工事及びこれに伴う市道の付替工事であり、申請に係る事業は、国・公社事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

国・公社事業のうち、「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）」（以下「国・公社本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、国・公社事業のうち、「これに伴う市道付替工事」（以下「国・公社関連事業」という。）は、国・公社本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「県・公社事業」という。）は、延長7.9㎞の区間（以下「県・公社事業区間」という。）

における一般国道の改築工事並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道の拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路の付替工事であり、申請に係る事業は、県・公社事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

県・公社事業のうち、「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）」（以下「県・公社本体事業」という。）は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、県・公社事業のうち、「これに伴う附帯工事」として行う工事用道路、施工ヤード等の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

さらに、県・公社事業のうち、「一般国道拡幅工事」は、県・公社本体事業の施行により阻害される一般国道の従来の機能を維持するための拡幅工事であり、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

「市道」付替工事は、県・公社本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。「農業用道路及び農業用水路付替工事」は、県・公社本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事であるから、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び農業用水路に関する事業に該当する。（以下これら３種の工事をあわせて「県・公社関連事業」という。）

したがって、国・公社事業及び県・公社事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

国・公社事業は、起業者（国土交通大臣及び愛知県道路公社をいう。以下この項目において同じ。）により、既に開始されていることから、起業者は、国・公社事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

国・公社本体事業は、一般国道の改築工事であり、道路法第12条本文の規定により、国土交通大臣が行うものとされているが、国・公社事業区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、国・公社事業区間の道路管理者は愛知県であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により、道路管理者の権限を代行している。

また、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）において、地方道路公社は、同法第16条第１項の規定により、道路管理者の同意を得た上で、同法第10条第１項の規定により、国土交通大臣の許可を受けて、一般国道の改築等を行うことができるとされているところ、起業者である愛知県道路公社は、道路管理者である愛知県の同意を得た上で、国土交通大臣から、国・公社事業区間の改築等に関する許可を受けている。

さらに、起業者は、国・公社関連事業の施行について、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、市道の道路管理者である知多市から同意を得ている。

これらのことから、起業者は、国・公社事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

県・公社事業は、起業者（愛知県及び愛知県道路公社をいう。以下この項目において同じ。）により、既に開始されていることから、起業者は、県・公社事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

県・公社本体事業は、一般国道の改築工事であり、道路法第12条本文の規定により、国土交通大臣が行うものとされているが、県・公社事業区間は、一般国道の指定区間を指定する政令による指定を受けていない区間であり、県・公社事業区間の道路管理者であり起業者である愛知県は、同法第74条の規定による国道を改築する場合の必要な認可に代えて、県・公社事業について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けている。

また、道路整備特別措置法において、地方道路公社は、同法第16条第１項の規定により、道路管理者の同意を得た上で、同法第10条第１項の規定により、国土交通大臣の許可を受けて、一般国道の改築等を行うことができるとされているところ、起業者である愛知県道路公社は、道路管理者である愛知県の同意を得た上で、国土交通大臣から、県・公社事業区間の改築等に関する許可を受けている。

よって、起業者は、県・公社本体事業を遂行する充分な能力を有すると認められ、県・公社本体事業を施行するために欠くことができない附帯工事についても、これを遂行する充分な能力を有すると認められる。

さらに、起業者は、県・公社関連事業の施行について、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、一般国道の道路管理者である愛知県、市道の道路管理者である知多市及び常滑市並びに農業用道路及び農業用水路の管理者である常滑市から同意を得ていることから、起業者は、県・公社関連事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

これらのことから、起業者は、県・公社事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道247号（以下「本路線」という。）は、愛知県名古屋市熱田区を起点とし、豊橋市に至る延長約173㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する愛知県東海市、知多市及び常滑市は、自動車・航空機関連産業が集積する一大製造拠点であり、これらの製造拠点を含む愛知県内外で製造された工業製品は、主に本路線を利用し、名古屋港や中部国際空港から国内外へ輸送されている。また、本路線は、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として、第一次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、国・公社事業区間及び県・公社事業区間（以下両区間あわせて「本件区間」という。）に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流に広く利用されるとともに、知多市及び常滑市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、交通事故が多数発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、地震調査研究推進本部地震調査委員会が、令和７年９月26日に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）」によると、南海トラフ沿いの地域で、30年以内に、マグニチュード８からマグニチュード９クラスの地震が発生する確率は、60％から90％程度以上とされており、愛知県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。現道は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定の浸水域の一部を通過しており、災害発生時に第一次緊急輸送道路としての機能を十分に発揮できないおそれがある。

本件事業は、このような状況に対処するため計画されたものであり、本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通事故の削減が図られるとともに、津波浸水想定の浸水域を回避した道路が新たに整備され、自然災害の発生時における現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、既に西知多産業道路として供用済みである西知多道路の他の区間と接

続し、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線等と連絡することで、愛知県内外の製造拠点、名古屋港、中部国際空港が結ばれる広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛知県が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、環境影響評価を実施している。起業者は、事業計画の変更及び上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、同法等に準じて環境影響評価の照査を実施している。

これらの結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、振動等の各項目を満足すると評価されている。

一方で、建設機械の稼働に係る騒音については、法令により定められた基準（以下単に「基準」という。）を超える値が見られるものの、防音シートの設置等を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。自動車の走行に係る騒音については、基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。

また、工事の実施及び道路の存在により、地盤沈下の影響及び地下水の利用への影響が生じる可能性があるものの、止水性のある土留壁の設置等を環境保全措置として講ずることにより、環境への影響は、回避又は低減が図られているものと評価されている。

これらの評価結果を踏まえ、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該環境保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業が動植物に及ぼす影響については、本件区間内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。

動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヒシクイ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているルイスツブゲンゴロウ等及び準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハクチョウゲ及びウンヌケ並びに準絶滅危惧として掲載されているシバナ、イシモチソウ、ウラギク等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業が上記の動植物に及ぼす影響の程度については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは極めて小さい、又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置のうち、カワコザラについては、生育環境が改変される可能性があることから、生育環境の改変を極力避けるよう橋脚の設置位置の検討をすることとしている。ルイスツブゲンゴロウについては、道路照明への誘引の可能性があることから、生育環境近傍において道路照明を設置する場合には、誘引効果の低いルーバー付き照明器具の設置の措置を講ずることとしている。オオタカについては、繁殖期に工事が行われる場合には、建設機械の稼働により、繁殖への影響が生じると予測されることから、専門家の助言をもとにモニタリング調査を実施し、行動を適宜確認しながら工事を進めるとともに、影響を与えうる工事を実施する場合は、可能な限り非繁殖期とすることとしている。ウンヌケ、シバナ、イシモチソウ、ウラギクについては、生育環境の改変や日照条件の悪化等の可能性があることから、生育環境の改変を最小限に抑え、工事に当たっては保全区域への立入制限の措置を講ずることとしている。なお、上記の動植物が、工事による改変箇所及びその周辺の土地で確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、必要な環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、国・公社本体事業及び県・公社本体事業（以下両事業をあわせて「本体事業」という。）の構造形式等については、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業は、平成26年４月11日に決定された後、令和３年３月５日に変更された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、県・公社事業に伴う附帯工事並びに国・公社関連事業及び県・公社関連事業の施設の位置、構造形式等については、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通事故が多数発生しているほか、津波浸水想定の浸水域を一部通過しており、本件事業の完成により、現道における交通事故の削減が図られるとともに、津波浸水想定の浸水域を回避した道路が新たに整備され、自然災害の発生時における現道の機能を補完・代替することで、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体等で構成される西知多道路推進協議会より、災害に強いネットワークの構築の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

３⑶で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲は、それ以外の範囲としている。

したがって、本件事業の起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であり、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県知多市役所及び常滑市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

１　第２の１に係る事業

愛知県知多市日長字上安田及び字安土地内

２　第２の２に係る事業

愛知県知多市日長字石塚山、字高根、字石坂口、字荒山、字白山、字古根、字須雲、字高峰脇、字土地山及び字狐鎌地内

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく令和八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

内　閣

目次

策定方針
第一　通常収支分
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　地方譲与税
3　地方特例交付金等
4　地方交付税
5　国庫支出金
6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
9　復旧・復興事業一般財源充当分
10　全国防災事業一般財源充当分
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　地域未来基金費
4　公債費
5　臨時財政対策債償還基金費
6　維持補修費
7　投資的経費
8　公営企業繰出金
9　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額
第二　東日本大震災分
（復旧・復興事業）
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　震災復興特別交付税
2　一般財源充当分
3　国庫支出金
4　地方債
5　雑収入
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　公債費
4　投資的経費
5　公営企業繰出金
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額
（全国防災事業）
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　一般財源充当分
2　雑収入
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
公債費

策　定　方　針

令和８年度においては、通常収支分について、累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、物価高の中での官公需の価格転嫁やいわゆる教育無償化への対応等に必要な経費を計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、物価高、社会保障関係費や人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和７年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和８年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

１　通常収支分

⑴　地方税制については、令和８年度地方税制改正では、個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講ずるほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入やふるさと納税制度の見直し、軽油引取税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止などの税制上の措置を講ずることとしている。

⑵　軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和８年度の減収について、地方特例交付金によって全額を補塡することとしている。

⑶　令和８年度の地方交付税については、20兆1,848億円（前年度比１兆2,274億円、6.5％増）を確保することとし、次の措置を講ずるとともに、所要の法律改正を行う。

①　令和８年度の地方財源不足見込額１兆254億円については、次の措置を講ずる。

ア．建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

イ．地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第４条の２第１項の加算）により154億円増額する。

また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

②　交付税特別会計借入金については、一般会計への債務承継分7,000億円を含め２兆2,000億円を前倒し、２兆9,000億円の残高縮減を実施する。

⑷　臨時財政対策債の償還のための基金の積立てに要する経費として、臨時財政対策債償還基金費を8,376億円計上する。

⑸　地方債については、物価高が継続する中、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費の確保への対応をするとともに、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体ＤＸ・地域社会ＤＸの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、９兆4,738億円（普通会計分６兆1,448億円、公営企業会計等分３兆3,290億円）とする。

⑹　給与関係経費については、令和７年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費等について所要額を計上するとともに、会計年度任用職員の給与等を一般行政経費から移し替えて計上する。

⑺　物価高やいわゆる教育無償化への対応、自治体ＤＸ・地域社会ＤＸや地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、社会保障施策の充実、住民に身近な社会資本の整備、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

①　物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、道路や施設の改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコストの増加にきめ細かく対応することとし、5,850億円を増額計上する。

②　いわゆる教育無償化に係る地方負担について、地方財政計画の歳出に全額計上する。

③　都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上を推進するため、「地域未来基金費」を4,000億円計上する。

④　「地域デジタル社会推進費」について、事業期間を令和11年度まで延長し、1,500億円計上する。

⑤　「地方創生推進費」については１兆円（前年度同額）、「地域社会再生事業費」については4,200億円（前年度同額）計上する。

⑥　「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講ずる。

⑦　「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。

⑧　社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。

⑨　投資的経費に係る地方単独事業費については、物価高への対応のほか、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を1,000億円計上することとし、全体で前年度に比し6.3％増額するとともに、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

⑩　一般行政経費に係る地方単独事業費については、委託料等の増加のほか、社会保障関係費の増加に要する経費等を適切に反映した計上を行うとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう給与改善費を計上することにより、財源の重点的配分を図るほか、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

⑪　消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。

⑫　過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。

⑻　地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

⑼　地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

２　東日本大震災分

⑴　復旧・復興事業

①　東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、539億円を確保する。また、一般財源充当分として63億円を計上する。

②　地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、16億円（普通会計分10億円、公営企業会計等分６億円）とする。

③　補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,217億円を計上する。

⑵　全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として180億円を計上する。

第一　通常収支分

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、102兆4,427億円であり、前年度に比し、５兆3,783億円（5.5％）増加している。
歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第１表のとおりである。
なお、歳入の構成比は、第２表のとおりである。

第１表　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
Ⅰ 地方税	478,185	454,493	23,692	5.2
Ⅱ 地方譲与税	31,932	29,661	2,271	7.7
1 地方揮発油譲与税	1,780	2,127	△ 347	△ 16.3
2 石油ガス譲与税	40	40	0	0.0
3 自動車重量譲与税	3,172	3,077	95	3.1
4 航空機燃料譲与税	145	145	0	0.0
5 特別とん譲与税	113	113	0	0.0
6 森林環境譲与税	666	689	△ 23	△ 3.3
7 特別法人事業譲与税	26,016	23,470	2,546	10.8
Ⅲ 地方特例交付金等	8,156	1,936	6,220	321.3
Ⅳ 地方交付税	201,848	189,574	12,274	6.5
Ⅴ 国庫支出金	177,138	172,070	5,068	2.9
1 義務教育職員給与費負担金	17,118	16,210	908	5.6
2 その他普通補助負担金等	130,665	126,289	4,376	3.5
(ｱ) 生活扶助費等負担金	13,160	13,398	△ 238	△ 1.8
(ｲ) 医療扶助費等負担金	14,390	13,976	414	3.0
(ｳ) 介護扶助費等負担金	914	861	53	6.1
(ｴ) 児童保護費負担金	1,621	1,543	78	5.0
(ｵ) 障害者自立支援給付費等負担金	20,954	19,197	1,757	9.2
(ｶ) 児童手当等交付金	20,973	21,666	△ 693	△ 3.2
(ｷ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	5,720	4,004	1,716	42.9
(ｸ) 子どものための教育・保育給付交付金	18,758	18,002	756	4.2
(ｹ) その他の補助負担金等	34,176	33,642	534	1.6
3 公共事業費補助負担金	26,883	27,084	△ 201	△ 0.7
(ｱ) 普通建設事業費補助負担金	26,661	26,896	△ 235	△ 0.9
(ｲ) 災害復旧事業費補助負担金	222	188	34	18.0
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307	307	0	0.1
5 施設等所在市町村調整交付金	78	78	0	0.0
6 交通安全対策特別交付金	438	475	△ 37	△ 7.8
7 電源立地地域対策等交付金	1,168	1,151	17	1.5
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	429	424	5	1.1
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	51	52	△ 1	△ 1.2
Ⅵ 地方債	61,448	59,620	1,828	3.1
Ⅶ 使用料及び手数料	15,016	15,044	△ 28	△ 0.2
Ⅷ 雑収入	50,947	48,496	2,451	5.1
Ⅸ 復旧・復興事業一般財源充当分	△ 63	△ 33	△ 30	90.9
Ⅹ 全国防災事業一般財源充当分	△ 180	△ 217	37	△ 17.1
歳入合計	1,024,427	970,644	53,783	5.5

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
　　２　令和７年度の額は、令和７年度政府予算案等の国会修正を反映している（以下同じ）。

第２表　歳　入　の　構　成　比

（単位　億円）

区分	令和８年度 計画額	令和８年度 構成比 (%)	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比 (%)
1 地方税	478,185	46.7	454,493	46.8
2 地方譲与税	31,932	3.1	29,661	3.1
3 地方特例交付金等	8,156	0.8	1,936	0.2
4 地方交付税	201,848	19.7	189,574	19.5
5 国庫支出金	177,138	17.3	172,070	17.7
6 地方債	61,448	6.0	59,620	6.1
7 使用料及び手数料	15,016	1.4	15,044	1.6
8 雑収入	50,947	5.0	48,496	5.0
歳入合計	1,024,670	100.0	970,894	100.0

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
　　２　上記の計数の歳入合計は、第１表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

（二）　歳入の概要

１　地　方　税

地方税の収入見込額は、道府県税22兆5,470億円、市町村税25兆2,715億円、合わせて47兆8,185億円であり、前年度に比し、道府県税は１兆2,452億円（5.8％）増加、市町村税は１兆1,240億円（4.7％）増加、合わせて２兆3,692億円（5.2％）増加している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第３表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は、第４表のとおりである。

第３表　地方税の調定見込額及び収入見込額

（単位　億円）

税目	令和７年度当初見込額 (A)	令和８年度 現行法による調定見込額	令和８年度 現行法による収入見込額 (B)	令和８年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和８年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和７年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
A 道府県税							
Ⅰ 普通税							
1 道府県民税	60,885	67,501	65,580	△ 3	65,577	4,692	107.7
ア 個人均等割	669	704	673	－	673	4	100.6
イ 所得割	49,053	53,191	51,326	－	51,326	2,273	104.6
ウ 法人均等割	1,516	1,555	1,540	－	1,540	24	101.6
エ 法人税割	2,114	2,427	2,417	△ 3	2,414	300	114.2
オ 利子割	449	932	932	－	932	483	207.6
カ 配当割	2,684	3,665	3,665	－	3,665	981	136.5
キ 株式等譲渡所得割	4,400	5,027	5,027	－	5,027	627	114.3
2 事業税	55,228	60,293	60,042	△ 14	60,028	4,800	108.7
ア 個人	2,493	2,657	2,581	－	2,581	88	103.5
イ 法人	52,735	57,636	57,461	△ 14	57,447	4,712	108.9

税目	令和７年度当初見込額 (A)	令和８年度 現行法による調定見込額	令和８年度 現行法による収入見込額 (B)	令和８年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和８年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和７年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
３　地方消費税	65,227	73,556	73,556	－	73,556	8,329	112.8
ア　譲渡割	42,805	50,628	50,628	－	50,628	7,823	118.3
イ　貨物割	22,422	22,927	22,927	－	22,927	505	102.3
４　不動産取得税	4,144	5,118	4,955	△　45	4,910	766	118.5
５　道府県たばこ税	1,499	1,531	1,531	－	1,531	32	102.1
６　ゴルフ場利用税	418	429	429	－	429	11	102.6
７　軽油引取税	8,997	9,043	8,917	△　4,297	4,620	△　4,377	51.4
８　自動車税	16,551	16,532	16,452	△　1,685	14,767	△　1,784	89.2
ア　環境性能割(～R8.3)	1,652	1,685	1,685	△　1,685	－	△　1,652	皆減
イ　種別割(～R8.3)	14,899	14,847	14,767	△ 14,767	－	△ 14,899	皆減
ウ　自動車税	－	－	－	14,767	14,767	14,767	皆増
９　鉱区税	3	3	3	－	3	0	100.0
10　固定資産税(特例分等)	98	72	72	－	72	△　26	73.5
道府県普通税計	213,050	234,077	231,536	△　6,043	225,493	12,443	105.8
Ⅱ　目的税							
１　狩猟税	7	7	7	－	7	0	100.0
道府県目的税計	7	7	7	－	7	0	100.0
Ⅲ　道府県税小計	213,057	234,084	231,543	△　6,043	225,500	12,443	105.8
Ⅳ　東日本大震災による減免等	△　39	△　30	△　30	－	△　30	9	76.9
Ⅴ　道府県税計	213,018	234,054	231,513	△　6,043	225,470	12,452	105.8
B　市町村税							
Ⅰ　普通税							
１　市町村民税	109,031	118,222	115,106	△　16	115,090	6,059	105.6
ア　個人均等割	2,006	2,088	2,014	－	2,014	8	100.4
イ　所得割	89,989	96,976	94,089	－	94,089	4,100	104.6
ウ　法人均等割	4,558	4,670	4,604	－	4,604	46	101.0
エ　法人税割	12,478	14,488	14,400	△　16	14,384	1,906	115.3
２　固定資産税	101,240	107,103	105,424	－	105,424	4,184	104.1
ア　土地	38,112	39,444	38,902	－	38,902	790	102.1
イ　家屋	43,441	45,547	44,750	－	44,750	1,309	103.0
ウ　償却資産	18,801	21,220	20,880	－	20,880	2,079	111.1
エ　交付金	886	892	892	－	892	6	100.7
３　軽自動車税	3,372	3,582	3,438	△　207	3,231	△　141	95.8
ア　環境性能割(～R8.3)	237	253	253	△　207	46	△　191	19.4
イ　種別割(～R8.3)	3,135	3,329	3,185	△　3,185	－	△　3,135	皆減
ウ　軽自動車税	－	－	－	3,185	3,185	3,185	皆増
４　市町村たばこ税	9,177	9,375	9,375	－	9,375	198	102.2
５　鉱産税	22	26	26	－	26	4	118.2
６　特別土地保有税	0	0	0	－	0	0	0.0
市町村普通税計	222,842	238,308	233,369	△　223	233,146	10,304	104.6
Ⅱ　目的税							
１　入湯税	222	242	238	－	238	16	107.2
２　事業所税	4,131	4,330	4,318	－	4,318	187	104.5
３　都市計画税	14,387	15,272	15,079	－	15,079	692	104.8
４　水利地益税等	0	0	0	－	0	0	0.0
市町村目的税計	18,740	19,844	19,635	－	19,635	895	104.8
Ⅲ　市町村税小計	241,582	258,152	253,004	△　223	252,781	11,199	104.6
Ⅳ　東日本大震災による減免等	△　107	△　66	△　66	－	△　66	41	61.7
Ⅴ　市町村税計	241,475	258,086	252,938	△　223	252,715	11,240	104.7

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（参考）　利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位　億円）

区分	令和７年度当初見込額 (A)	令和８年度 現行法による収入見込額 (B)	令和８年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和８年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和７年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
道府県税	170,592	183,466	△　4,645	178,821	8,229	104.8
市町村税	283,901	300,985	△　1,621	299,364	15,463	105.4
合計	454,493	484,451	△　6,266	478,185	23,692	105.2

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

附　表　令和８年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改正事項	増減収額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 45		△ 45
新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等（床面積要件の見直し）	△ 41		△ 41
免税点の引上げ	△ 9		△ 9
その他	6		6
軽油引取税	△ 4,297		△ 4,297
当分の間税率の廃止	△ 4,297		△ 4,297
車体課税	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
環境性能割の廃止	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
合計	△ 6,027	△ 207	△ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 16	△ 32
法人住民税	△ 3	△ 16	△ 18
法人事業税	△ 14		△ 14
再計	△ 6,044	△ 223	△ 6,266

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
２　上記の他、特別法人事業譲与税の減収額は、初年度△６億円と見込まれる。
３　軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和８年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。
４　環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目	課税標準額等	税率
道府県税 普通税 道府県民税	個人 １　均等割 （令和８年度課税見込人員67,021千人） ２　所得割 (1)　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額及び基礎控除額を控除した金額） （令和８年度課税標準見込額1,666,971億円） (2)　申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個人 １　均等割 標準税率　年額1,000円 ２　所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率　100分の４（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の２） (2)　一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・課税長期譲渡所得金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8） 2,000万円を超える場合 32万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8）

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税		（6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額） ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） （ただし、国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）） ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）
			(3) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の４
			３　利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和８年度課税標準見込額18,635億円）	３　利子割 一定税率 100分の５
			４　配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和８年度課税標準見込額73,309億円）	４　配当割 一定税率 100分の５
			５　株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和８年度課税標準見込額100,533億円）	５　株式等譲渡所得割 一定税率 100分の５
			法　人 １　均等割 （令和８年度納税義務者見込数3,607千人）	法　人 １　均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が１千万円以下である法人等 年額20,000円 (2) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下である法人 年額50,000円 (3) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円

税目			課税標準額等	税率
				※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。
			２　法人税割 法人税額	２　法人税割 標準税率 100分の１ 制限税率 100分の２
道府県税	普通税	事業税	法　人 １　２、３、４に掲げる事業以外の事業 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額。３及び４において同様。）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額。３及び４において同様。）及び所得 ※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（３及び４において同様。）。	法　人 標準税率 １　２、３、４に掲げる法人以外の法人 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 100分の１
			(2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人 所得 ※　当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ※　資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100％子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものを除く。	(2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人 ※　当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ※　資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100％子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものを除く。 ①　特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 （大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7） ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 （大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7） ②　その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の７ ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の７
			２　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業 収入金額	２　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の１

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税	３　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業） (1)　１(2)に掲げる法人以外の法人 収入金額、付加価値額及び資本金等の額 (2)　１(2)に掲げる法人 収入金額及び所得 ４　ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額 個　人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除　年290万円	３　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1)　１(2)に掲げる法人以外の法人 収入割　100分の0.75 付加価値割　100分の0.37 資本割　100分の0.15 (2)　１(2)に掲げる法人 収入割　100分の0.75 所得割　100分の1.85 ４　ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業）を行う法人 収入割　100分の0.48 付加価値割　100分の0.77 資本割　100分の0.32 制限税率　標準税率の1.2倍 （１(1)の所得割については標準税率の1.7倍） 個　人 標準税率 １　第一種事業を行う個人　100分の５ ２　第二種事業を行う個人　100分の４ ３　第三種事業（４に掲げるものを除く。）を行う個人　100分の５ ４　第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人　100分の３ 制限税率　標準税率の1.1倍
		地方消費税	１　譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 ２　貨物割 課税貨物に係る消費税額	１　譲渡割 一定税率　78分の22 ２　貨物割 一定税率　78分の22 ※　消費税率換算　2.2% （軽減税率適用時　1.76%）
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (1)　宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年１月１日から令和９年３月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の２分の１とする。 (2)　一定の要件を満たす新築住宅については、１戸につき1,200万円を価格から控除する。 (3)　一定の要件を満たす既存住宅については、１戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (4)　(2)、(3)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の２倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率　100分の４ ただし、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の３

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき　1,070円
		ゴルフ場利用税	利用日数	標準税率 １人１日につき　800円 制限税率 １人１日につき　1,200円
		軽油引取税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 １キロリットルにつき　15,000円
		自動車税	自動車の台数	標準税率 １　乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量　税額（年額） １リットル以下　7,500円 １リットル超　1.5リットル以下　8,500円 1.5リットル超　２リットル以下　9,500円 ２リットル超　2.5リットル以下　13,800円 2.5リットル超　３リットル以下　15,700円 ３リットル超　3.5リットル以下　17,900円 3.5リットル超　４リットル以下　20,500円 ４リットル超　4.5リットル以下　23,600円 4.5リットル超　６リットル以下　27,200円 ６リットル超　40,700円 自家用 総排気量　税額（年額） １リットル以下　25,000円 １リットル超　1.5リットル以下　30,500円 1.5リットル超　２リットル以下　36,000円 ２リットル超　2.5リットル以下　43,500円 2.5リットル超　３リットル以下　50,000円 ３リットル超　3.5リットル以下　57,000円 3.5リットル超　４リットル以下　65,500円 ４リットル超　4.5リットル以下　75,500円 4.5リットル超　６リットル以下　87,000円 ６リットル超　110,000円 ２　トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量　税額（年額） １トン以下　6,500円

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		１トン超２トン以下　9,000円 ２トン超３トン以下　12,000円 ３トン超４トン以下　15,000円 ４トン超５トン以下　18,500円 ５トン超６トン以下　22,000円 ６トン超７トン以下　25,500円 ７トン超８トン以下　29,500円 ８トン超　29,500円 に８トンを超える部分１トンまでごとに4,700円を加算した額 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量　税額（年額） １トン以下　8,000円 １トン超２トン以下　11,500円 ２トン超３トン以下　16,000円 ３トン超４トン以下　20,500円 ４トン超５トン以下　25,500円 ５トン超６トン以下　30,000円 ６トン超７トン以下　35,000円 ７トン超８トン以下　40,500円 ８トン超　40,500円 に８トンを超える部分１トンまでごとに6,300円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車　年額 7,500円 普通自動車　年額15,100円 自家用 小型自動車　年額10,200円 普通自動車　年額20,600円 被けん引自動車 営業用 小型自動車　年額 3,900円 普通自動車で８トン以下のもの　年額 7,500円 普通自動車で８トン超のもの 7,500円に８トンを超える部分１トンまでごとに3,800円を加算した額（年額） 自家用 小型自動車　年額 5,300円 普通自動車で８トン以下のもの　年額10,200円 普通自動車で８トン超のもの 10,200円に８トンを超える部分１トンまでごとに5,100円を加算した額（年額） ※　トラックのうち最大乗車定員が４人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量　加算額 １　リットル以下　3,700円 １　リットル超 1.5リットル以下　4,700円 1.5リットル超　6,300円 自家用 総排気量　加算額 １　リットル以下　5,200円 １　リットル超 1.5リットル以下　6,300円 1.5リットル超　8,000円

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		３　バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員　税額（年額） 30人以下　12,000円 30人超40人以下　14,500円 40人超50人以下　17,500円 50人超60人以下　20,000円 60人超70人以下　22,500円 70人超80人以下　25,500円 80人超　29,000円 一般乗合用以外 乗車定員　税額（年額） 30人以下　26,500円 30人超40人以下　32,000円 40人超50人以下　38,000円 50人超60人以下　44,000円 60人超70人以下　50,500円 70人超80人以下　57,000円 80人超　64,000円 自家用 乗車定員　税額（年額） 30人以下　33,000円 30人超40人以下　41,000円 40人超50人以下　49,000円 50人超60人以下　57,000円 60人超70人以下　65,500円 70人超80人以下　74,000円 80人超　83,000円 ４　三輪の小型自動車 営業用　年額4,500円 自家用　年額6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	一定税率 １　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区　面積100アールごとに　年額200円 採掘鉱区　面積100アールごとに　年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の３分の２の税率とする。 ２　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに　年額600円 その他のもの 面積100アールごとに　年額200円
		固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率　100分の1.4

税目			課税標準額等	税率
道府県税	目的税	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 １　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、２に掲げる者以外のもの 16,500円 ２　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 ３　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、４に掲げる者以外のもの 8,200円 ４　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 ５　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ６　狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、１から５の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ①　放鳥獣区のみに係る狩猟者の登録 ４分の１ ②　①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣区及び放鳥獣区以外の場所に係る狩猟者の登録 ４分の３ ７　平成27年４月１日から令和11年３月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、１から５の税率にかかわらず、それぞれ下記のとおりとする。 ①　対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ②　認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③　狩猟者登録の申請書を提出する日前１年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第９条第１項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 １から５の税率に２分の１を乗じた税率

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税	個　人 １　均等割 （令和８年度課税見込人員67,021千人） ２　所得割 (1)　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額及び基礎控除額を控除した金額） （令和８年度課税標準見込額1,668,917億円） (2)　申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個　人 １　均等割 標準税率　年額3,000円 ２　所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率 100分の６（指定都市の区域内に住所を有する場合には100分の８） (2)　一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） ・課税長期譲渡所得金額　100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） 〔ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2） 2,000万円を超える場合 48万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の３（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）に相当する金額との合計額〕

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税		（長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2） 6,000万円を超える場合 144万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の３（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）に相当する金額との合計額） ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2） （ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合　100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）） ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額　100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額　100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額　100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）
			(3)　退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(3)　分離課税に係る退職所得の金額 一定税率　100分の６

税目			課税標準額等	税率	
市町村税	普通税	市町村民税	法人 1　均等割 （令和８年度納税義務者見込数4,228千人）	法人 1　均等割 標準税率	
				(1)　資本金等の額が１千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人等	年額 50,000円
				(2)　資本金等の額が１千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 120,000円
				(3)　資本金等の額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 130,000円
				(4)　資本金等の額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 150,000円
				(5)　資本金等の額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 160,000円
				(6)　資本金等の額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 400,000円
				(7)　資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 410,000円
				(8)　資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円
				(9)　資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 3,000,000円

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税		※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率　標準税率の1.2倍
			2　法人税割 法人税額	2　法人税割 標準税率　100分の６ 制限税率　100分の8.4
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格（適正な時価。土地及び家屋については、３年ごとに評価替え）	標準税率　100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率　100分の1.4
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 1　原動機付自転車 (1) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの((3)及び(5)に掲げるものを除く。)　年額 2,000円 (2) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの((3)に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの　年額 2,000円 (3) 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額 2,000円 (4) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの((3)に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額 2,400円 (5) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額 3,700円 2　軽自動車及び小型特殊自動車 (1) 二輪のもの(側車付のものを含む。)　年額 3,600円 (2) 三輪のもの　年額 3,900円 (3) 四輪以上のもの 乗用　営業用　年額 6,900円 自家用　年額10,800円 貨物用　営業用　年額 3,800円 自家用　年額 5,000円 3　二輪の小型自動車　年額 6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍

税目			課税標準額等	税率
市町村税	目的税	市たばこ町村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等　1,000本につき　6,552円
		鉱産税	鉱物の価格	標準税率　100分の１ （鉱物の掘採の作業場において１月間に掘採された鉱物の価格が２百万円以下である場合は100分の0.7） 制限税率　100分の1.2 （鉱物の掘採の作業場において１月間に掘採された鉱物の価格が２百万円以下である場合は100分の0.9）
		特別保有土地税	※　平成15年度以降当分の間課税停止	※　平成15年度以降当分の間課税停止
		入湯税	入湯日数	標準とする税率　１人１日につき150円
		事業所税	1　資産割 事業所床面積 2　従業者割 従業者給与総額	一定税率　１平方メートルにつき　600円 一定税率　100分の0.25
		都市計画税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率　100分の0.3
		水利地益税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共同施設税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅地開発税	宅地の面積	条例で定める。

２　地　方　譲　与　税

地方譲与税の収入見込額は、３兆1,932億円であり、前年度に比し、2,271億円（7.7％）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第５表のとおりである。

第５表　地方譲与税収入見込額

（単位　億円）

区　分	令和７年度当初見込額 (A)	令和８年度 現行法による収入見込額 (B)	令和８年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和８年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和７年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
１　地方揮発油譲与税	2,127	1,780	－	1,780	△　347	83.7
２　石油ガス譲与税	40	40	－	40	0	100.0
３　自動車重量譲与税	3,077	3,172	－	3,172	95	103.1
４　航空機燃料譲与税	145	145	－	145	0	100.0
５　特別とん譲与税	113	113	－	113	0	100.0
６　森林環境譲与税	689	666	－	666	△　23	96.7
７　特別法人事業譲与税	23,470	26,022	△　6	26,016	2,546	110.8
合　計	29,661	31,938	△　6	31,932	2,271	107.7

３　地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、8,156億円であり、前年度に比し、6,220億円（321.3％）増加している。

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、個人住民税減収補填特例交付金として1,653億円を計上している。

(2) 軽油引取税減収補填特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金

軽油引取税及び地方揮発油税における当分の間税率の廃止による令和８年度分の減収額の全額を補填するため、軽油引取税減収補填特例交付金として4,297億円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金として296億円を計上している。

(3) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

自動車税及び軽自動車税における環境性能割の廃止による令和８年度分の減収額の全額を補填するため、自動車税減収補填特例交付金として1,685億円、軽自動車税減収補填特例交付金として207億円を計上している。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として18億円を計上している。

４　地　方　交　付　税

地方交付税の総額は、20兆1,848億円であり、前年度に比し、１兆2,274億円（6.5％）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第６表のとおりである。

第６表　地方交付税の算定基礎

（単位　百万円）

区　分	令和８年度 (A)	令和７年度 当初 (B)	令和７年度 補正	令和７年度 最終 (C)	増減額 対前年度当初 (A)－(B)	増減額 対前年度最終 (A)－(C)
所得税(a)	25,325,000	22,666,000	1,993,000	24,659,000	2,659,000	666,000
法人税(b)	20,696,000	19,245,000	351,000	19,596,000	1,451,000	1,100,000
酒税(c)	1,147,000	1,174,000	△　62,000	1,112,000	△　27,000	35,000
消費税(d)	26,688,000	24,908,000	635,000	25,543,000	1,780,000	1,145,000
地方交付税(e)	20,062,199	18,679,237	1,304,124	19,983,361	1,382,961	78,837
(1) (a)×33.1％	8,382,575	7,502,446	659,683	8,162,129	880,129	220,446
(2) (b)×33.1％	6,850,376	6,370,095	116,181	6,486,276	480,281	364,100
(3) (c)×50％	573,500	587,000	△　31,000	556,000	△　13,500	17,500
(4) (d)×19.5％	5,204,160	4,857,060	123,825	4,980,885	347,100	223,275
(5) 精算分等	△　263,812	△　730,264	435,435	△　294,829	466,451	31,016
(6) 法定加算等	15,400	92,900	－	92,900	△　77,500	△　77,500
(7) 臨時財政対策特例加算額	－	－	－	－	－	－
(8) 特別会計借入金債務承継額と同額の減額	△　700,000	－	－	－	△　700,000	△　700,000
地方法人税(f)	2,449,900	2,177,300	137,200	2,314,500	272,600	135,400
地方法人税過年度精算分(g)	△　24	△　24	68,865	68,841	0	△　68,865
返還金(h)	17	223	－	223	△　206	△　206
特別会計借入金償還(i)	△ 2,200,000	△ 2,594,449	－	△ 2,594,449	394,449	394,449
借入金等利子充当分(j)	△　377,250	△　227,000	－	△　227,000	△　150,250	△　150,250
剰余金の活用(k)	50,000	40,000	－	40,000	10,000	10,000
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用(l)	200,000	200,000	△　200,000	0	0	200,000
前年度からの繰越金(m)	－	682,157	－	682,157	△　682,157	△　682,157
翌年度への繰越金(n)	－	－	－	－	－	－
合　計(e)～(n)	20,184,841	18,957,444	1,310,189	20,267,633	1,227,397	△　82,792

(注)　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5　国庫支出金

国庫支出金の総額は、17兆7,138億円であり、前年度に比し、5,068億円（2.9%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第７表のとおりである。

第7表　国庫支出金の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1　普通補助負担金等	14,778,365	14,249,844	528,521
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,711,817	1,620,953	90,864
(2) その他普通補助負担金等	13,066,548	12,628,891	437,657
(ｱ) 生活扶助費等負担金	1,316,049	1,339,797	△ 23,748
(ｲ) 医療扶助費等負担金	1,439,004	1,397,577	41,427
(ｳ) 介護扶助費等負担金	91,372	86,143	5,229
(ｴ) 児童保護費負担金	162,079	154,310	7,769
(ｵ) 障害者自立支援給付費等負担金	2,095,379	1,919,702	175,677
(ｶ) 児童手当等交付金	2,097,344	2,166,585	△ 69,241
(ｷ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	571,975	400,429	171,546
(ｸ) 子どものための教育・保育給付交付金	1,875,766	1,800,177	75,589
(ｹ) その他の補助負担金等	3,417,580	3,364,171	53,409
2　公共事業費補助負担金	2,688,279	2,708,448	△ 20,169
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,666,101	2,689,623	△ 23,522
(2) 災害復旧事業費補助負担金	22,179	18,825	3,354
3　国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,740	30,740	0
4　施設等所在市町村調整交付金	7,800	7,800	0
5　交通安全対策特別交付金	43,817	47,485	△ 3,668
6　電源立地地域対策等交付金	116,773	115,090	1,683
7　特定防衛施設周辺整備調整交付金	42,852	42,422	430
8　石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,135	5,181	△ 46
合計	17,713,761	17,207,010	506,751

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

6　地方債

(1)　普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、６兆1,448億円であり、前年度に比し、1,828億円（3.1%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第８表のとおりである。

第8表　地方債の事業別内訳

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一般会計債	60,039	57,486	2,553
1　公共事業等	15,765	15,908	△ 143
2　公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17
3　災害復旧事業	1,127	1,127	0
4　教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386
(4) 一般補助施設等	692	546	146
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0
5　一般単独事業	28,125	26,625	1,500
(1) 一般	3,043	2,493	550
(2) 地域活性化	690	690	0
(3) 防災対策	871	871	0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0
(11) こども・子育て支援	450	450	0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450
(13) 高等学校教育改革等推進	900	－	900
6　辺地及び過疎対策事業	6,068	5,858	210
(1) 辺地対策	549	539	10
(2) 過疎対策	5,519	5,319	200
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0
8　行政改革推進	700	700	0
9　調整	100	100	0
公営企業債	1,409	1,334	75
1　水道事業（上水道分）	708	674	34
2　工業用水道事業	1	2	△ 1
3　交通事業	266	284	△ 18
4　電気事業・ガス事業	0	1	△ 1
5　病院事業・介護サービス事業	434	373	61
退職手当債	－	800	△ 800
合計	61,448	59,620	1,828

（注）　辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2)　地方債計画

令和８年度地方債計画は、物価高が継続する中、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）の確保への対応をするとともに、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体ＤＸ・地域社会ＤＸの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表　令和８年度地方債計画
（通常収支分）

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一　一般会計債			
1　公共事業等	15,765	15,908	△ 143
2　公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17
3　災害復旧事業	1,127	1,127	0
4　教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386
(4) 一般補助施設等	692	546	146
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0
5　一般単独事業	28,125	26,625	1,500
(1) 一般	3,043	2,493	550
(2) 地域活性化	690	690	0
(3) 防災対策	871	871	0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0
(11) こども・子育て支援	450	450	0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450
(13) 高等学校教育改革等推進	900	－	900
6　辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210
(1) 辺地対策	600	590	10
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0
8　行政改革推進	700	700	0
9　調整	100	100	0
計	60,671	58,118	2,553
二　公営企業債			
1　水道事業	7,912	7,339	573
2　工業用水道事業	398	420	△ 22
3　交通事業	1,652	1,584	68
4　電気事業・ガス事業	173	260	△ 87
5　港湾整備事業	634	618	16
6　病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380
7　市場事業・と畜場事業	456	395	61
8　地域開発事業	991	1,346	△ 355
9　下水道事業	15,373	13,918	1,455
10　観光その他事業	100	107	△ 7
計	34,067	31,985	2,082
合計	94,738	90,103	4,635
三　退職手当債	－	800	△ 800
四　国の予算等貸付金債	(139)	(176)	(△ 37)
総計	94,738	90,903	3,835
	(139)	(176)	(△ 37)
内訳 普通会計分	61,448	59,620	1,828
内訳 公営企業会計等分	33,290	31,283	2,007
資金区分			
公的資金	40,292	38,761	1,531
財政融資資金	23,546	22,688	858
地方公共団体金融機構資金	16,746	16,073	673
（国の予算等貸付金）	(139)	(176)	(△ 37)
民間等資金	54,446	52,142	2,304
市場公募	34,000	32,600	1,400
銀行等引受	20,446	19,542	904

その他同意等の見込まれる項目

1　第１次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
2　地方税等の減収が生ずることとなる場合において発行する減収補填債
3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和６年能登半島地震減収対策企業債
4　財政再生団体が発行する再生振替特例債
5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
6　国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

7　使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、28億円の減少を見込み、１兆5,016億円を計上している。

8　雑　収　入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、2,451億円の増加を見込み、５兆947億円を計上している。

9　復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、63億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10　全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和５年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、180億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、102兆4,427億円であり、前年度に比し、５兆3,783億円（5.5％）増加している。
歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第９表のとおりである。
なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第９表　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
Ⅰ 給与関係経費	240,075	209,784	30,291	14.4
1 給与費	228,218	198,563	29,655	14.9
(ｱ) 義務教育教職員	62,563	59,454	3,109	5.2
(ｲ) 警察関係職員	26,974	25,453	1,521	6.0
(ｳ) 消防職員	14,062	13,347	715	5.4
(ｴ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	105,044	100,309	4,735	4.7
(ｵ) 会計年度任用職員	19,575	－	19,575	皆増
2 退職手当	11,837	11,196	641	5.7
3 恩給費	20	25	△ 5	△ 20.0
Ⅱ 一般行政経費	455,115	456,456	△ 1,341	△ 0.3
1 国庫補助負担金等を伴うもの	279,689	266,375	13,314	5.0
(ｱ) 生活保護費	37,951	37,646	305	0.8
(ｲ) 児童保護費	13,738	13,028	710	5.4
(ｳ) 障害者自立支援給付費	41,908	38,394	3,514	9.2
(ｴ) 後期高齢者医療給付費	31,994	30,924	1,070	3.5
(ｵ) 介護給付費	36,953	35,923	1,030	2.9
(ｶ) 児童手当等交付金	25,867	26,722	△ 855	△ 3.2
(ｷ) 子どものための教育・保育給付交付金	33,478	32,244	1,234	3.8
(ｸ) その他の一般行政経費	57,800	51,494	6,306	12.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	144,037	158,881	△ 14,844	△ 9.3
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,689	15,000	689	4.6
4 地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
5 地域デジタル社会推進費	1,500	2,000	△ 500	△ 25.0
6 地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
Ⅲ 地域未来基金費	4,000	－	4,000	皆増
Ⅳ 公債費	107,674	107,259	414	0.4
Ⅴ 臨時財政対策債償還基金費	8,376	－	8,376	皆増
Ⅵ 維持補修費	16,275	15,525	750	4.8
Ⅶ 投資的経費	124,568	121,133	3,435	2.8
1 直轄事業負担金	5,622	5,499	123	2.2
2 公共事業費	51,308	51,997	△ 689	△ 1.3
(ｱ) 普通建設事業費	51,046	51,759	△ 713	△ 1.4
(ｲ) 災害復旧事業費	262	238	24	10.1
（直轄、補助事業計）	56,931	57,496	△ 565	△ 1.0

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
３　一般事業費	34,333	30,392	3,941	13.0
(ｱ) 普通建設事業費	34,020	30,090	3,930	13.1
(ｲ) 災害復旧事業費	313	302	11	3.6
４　特別事業費	33,304	33,245	59	0.2
(ｱ) 過疎対策事業費	12,610	12,379	231	1.9
(ｲ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(ｳ) 旧合併特例事業費	1,492	2,664	△　1,172	△　44.0
(ｴ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(ｵ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
(ｶ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(ｷ) 公共施設等適正管理推進事業費	5,000	5,000	0	0.0
(ｸ) 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
(ｹ) 脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
(ｺ) こども・子育て支援事業費	500	500	0	0.0
(ｻ) 高等学校教育改革等推進事業費	1,000	－	1,000	皆増
（地方単独事業計）	67,637	63,637	4,000	6.3
Ⅷ 公営企業繰出金	23,545	22,787	758	3.3
１　収益勘定繰出金	11,523	10,829	694	6.4
２　資本勘定繰出金	12,022	11,958	64	0.5
Ⅸ 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	44,800	37,700	7,100	18.8
歳出合計	1,024,427	970,644	53,783	5.5

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第10表　歳出の増減事由

（単位　億円）

増減事由	金額 総額	金額 地方費
Ⅰ 給与関係経費	30,291	29,377
１　給与費	29,655	28,741
(ｱ) 給与改定による増減	6,448	5,848
(ｲ) 昇給・新陳代謝等による増減	407	404
(ｳ) 職員数による増減	722	619
(ｴ) 特別職の給与改定等による増減	114	114
(ｵ) その他	21,964	21,756
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△　515	△　515
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	96	96
(c) 会計年度任用職員による増減	19,575	19,575
(d) その他	2,808	2,600
２　退職手当	641	641
３　恩給費	△　5	△　5
Ⅱ 一般行政経費	△ 1,341	△ 6,350
１　国庫補助負担金等を伴うもの	13,314	8,305
(ｱ) 生活保護費	305	76
(ｲ) 児童保護費	710	355
(ｳ) 障害者自立支援給付費	3,514	1,757
(ｴ) 後期高齢者医療給付費	1,070	1,068
(ｵ) 介護給付費	1,030	1,031
(ｶ) 児童手当等交付金	△　855	△　163
(ｷ) 子どものための教育・保育給付交付金	1,234	478
(ｸ) その他の一般行政経費	6,306	3,703
２　国庫補助負担金を伴わないもの	△14,844	△14,844
(ｱ) 一般行政経費	△14,844	△14,844
(ｲ) 追加財政需要	0	0
３　国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	689	689
４　地方創生推進費	0	0
５　地域デジタル社会推進費	△　500	△　500
６　地域社会再生事業費	0	0
Ⅲ 地域未来基金費	4,000	4,000
Ⅳ 公債費	414	414
Ⅴ 臨時財政対策債償還基金費	8,376	8,376
Ⅵ 維持補修費	750	750
Ⅶ 投資的経費	3,435	3,636
１　直轄事業負担金	123	123
(ｱ) 治山治水	43	43
(ｲ) 道路整備	15	15
(ｳ) 農業農村整備	18	18
(ｴ) その他	47	47
２　公共事業費	△　689	△　488
(ｱ) 普通建設事業費	△　713	△　478
(a) 治山治水	△　182	△　88
(b) 道路整備	57	22
(c) 港湾空港鉄道等	△　28	△　13
(d) 住宅都市環境	192	76
(e) 生活環境施設整備	2	△　1
(f) 農林水産基盤整備	△　109	△　33
(g) 社会資本総合整備	△　628	△　328
(h) 推進費等	△　87	△　47
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△　9
(j) その他	72	△　56
(ｲ) 災害復旧事業費	24	△　10
（直轄、補助事業計）	△　565	△　364
３　一般事業費	3,941	3,941
(ｱ) 普通建設事業費	3,930	3,930
(ｲ) 災害復旧事業費	11	11
４　特別事業費	59	59
(ｱ) 過疎対策事業費	231	231
(ｲ) 地域活性化事業費	0	0
(ｳ) 旧合併特例事業費	△ 1,172	△ 1,172
(ｴ) 防災対策事業費	0	0
(ｵ) 施設整備事業費（一般財源化分）	0	0
(ｶ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(ｷ) 公共施設等適正管理推進事業費	0	0
(ｸ) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
(ｹ) 脱炭素化推進事業費	0	0
(ｺ) こども・子育て支援事業費	0	0
(ｻ) 高等学校教育改革等推進事業費	1,000	1,000
（地方単独事業計）	4,000	4,000
Ⅷ 公営企業繰出金	758	758
１　収益勘定繰出金	694	694
２　資本勘定繰出金	64	64
Ⅸ 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,100	7,100
歳出増減額の合計	53,783	48,061

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第11表　歳出の構成比

（単位　億円）

区分	令和８年度 計画額	令和８年度 構成比（%）	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比（%）
１　給与関係経費	240,075	23.4	209,784	21.6
２　一般行政経費	455,115	44.4	456,456	47.0
３　地域未来基金費	4,000	0.4	－	－
４　公債費	107,674	10.5	107,259	11.1
５　臨時財政対策債償還基金費	8,376	0.8	－	－
６　維持補修費	16,275	1.6	15,525	1.6
７　投資的経費	124,568	12.2	121,133	12.5
８　公営企業繰出金	23,545	2.3	22,787	2.3
９　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	44,800	4.4	37,700	3.9
歳出合計	1,024,427	100.0	970,644	100.0

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（参考）社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1)　地方負担額

①　社会保障施策に要する経費　24兆6,045億円

②　①のうち社会保障４経費に則った範囲の社会保障給付　16兆6,217億円

(2)　(1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ（消費税率換算１%→2.2%）分	消費税の地方交付税法定率分	計
３兆8,881億円	５兆2,042億円	９兆　923億円

（二）　歳出の概要

１　給与関係経費

給与関係経費の総額は、24兆75億円であり、前年度に比し、３兆291億円（14.4%）増加している。令和８年度においては、会計年度任用職員の給与等を一般行政経費（単独）から移し替えており、これによる増（給与改定の影響額を含む。）は１兆9,575億円である。これを除くと、前年度に比し、１兆716億円（5.1%）の増となる。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増等を見込むことにより、13,577人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1)　給与費

給与費の総額は、22兆8,218億円であり、前年度に比し、２兆9,655億円（14.9%）増加している。

給与費の内訳は、次のとおりである。

ア　義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、６兆2,563億円となり、前年度に比し、3,109億円増加している。

イ　警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は、２兆6,974億円であり、前年度に比し、1,521億円増加している。

ウ　消防職員の給与費

消防職員の給与費は、１兆4,062億円であり、前年度に比し、715億円増加している。

エ　一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費は、10兆5,044億円であり、前年度に比し、4,735億円増加している。

オ　会計年度任用職員の給与費

会計年度任用職員の給与費は、１兆9,575億円である。

(2)　退職手当

退職手当の総額は、１兆1,837億円であり、前年度に比し、641億円（5.7%）増加している。

(3)　恩給費

恩給費の総額は、20億円であり、前年度に比し、５億円（20.0%）減少している。

第12表　職員数の増減状況

（単位　人）

職員区分	令和７年度計画人員	増減数	令和８年度計画人員
１　義務教育教職員	691,699	4,625	696,324
(1) 小学校教職員	408,150	△ 1,646	406,504
(2) 中学校教職員	232,234	5,459	237,693
(3) 特別支援学校教職員	51,315	812	52,127
２　非義務教育教員	213,334	△ 1,745	211,589
(1) 高校教員（特別支援学校高等部含む）	197,887	△ 830	197,057
(2) 大学教員	659	3	662
(3) 幼稚園教員	14,788	△ 918	13,870
３　警察官	254,965	754	255,719
４　消防職員	163,258	1,035	164,293
５　一般職員	1,003,411	8,908	1,012,319
(1) 高校事務職員等	31,600	77	31,677
(2) 警察事務職員	24,700	61	24,761
(3) その他一般職員	944,419	8,809	953,228
(4) 補助職員等	2,692	△ 39	2,653
合計	2,326,667	13,577	2,340,244

（注）１　「５　一般職員　(3)その他一般職員」の増減数には、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増（692人）及び民間委託等の推進による減（△748人）を含む。
２　令和８年度計画人員には、定年引上げに伴う一時的な職員数の増（7,531人）を含む。

２　一般行政経費

一般行政経費の総額は、45兆5,115億円であり、前年度に比し、1,341億円（0.3%）減少している。

(1)　国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、27兆9,689億円であり、前年度に比し、１兆3,314億円（5.0%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表　普通補助負担金等を伴う経費の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A) 国庫補助負担額	令和８年度(A) 地方負担額	令和８年度(A) 計	令和７年度(B) 国庫補助負担額	令和７年度(B) 地方負担額	令和７年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
（内閣府所管）									
都道府県警察費補助金	30,876	26,053	56,928	31,114	26,201	57,315	△ 238	△ 148	△ 387
子どものための教育・保育給付交付金	1,875,766	1,471,993	3,347,758	1,800,177	1,424,191	3,224,368	75,589	47,802	123,390
児童手当等交付金	2,097,344	489,315	2,586,660	2,166,585	505,596	2,672,181	△ 69,241	△ 16,281	△ 85,521
児童保護費負担金	162,079	162,079	324,158	154,310	154,310	308,620	7,769	7,769	15,538
児童扶養手当給付費負担金	153,199	306,398	459,597	153,018	306,037	459,055	181	361	542
地域未来交付金	62,886	60,678	123,564	85,812	83,579	169,391	△ 22,926	△ 22,901	△ 45,827
その他	1,169,559	1,162,821	2,332,380	1,095,451	1,081,442	2,176,893	74,108	81,379	155,487
内閣府計	5,551,709	3,679,337	9,231,046	5,486,467	3,581,356	9,067,823	65,242	97,981	163,223
（総務省所管）									
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,487	5,487	10,973	4,986	4,986	9,972	501	501	1,001
マイナンバーカード交付事務費補助金	9,805	－	9,805	7,479	－	7,479	2,326	－	2,326
その他	439,724	686	440,410	451,974	435	452,409	△ 12,250	251	△ 11,999
総務省計	455,016	6,173	461,189	464,439	5,421	469,860	△ 9,423	752	△ 8,671
（法務省所管）									
外国人受入環境整備交付金等	4,490	1,044	5,534	3,419	978	4,397	1,071	66	1,137
（文部科学省所管）									
特別支援教育就学奨励費負担金	5,413	5,413	10,826	5,379	5,379	10,758	34	34	68
私立高等学校等経常費助成費補助金	96,021	－	96,021	97,025	－	97,025	△ 1,004	－	△ 1,004
高等学校等就学支援金交付金	414,212	138,071	552,283	230,961	－	230,961	183,251	138,071	321,322
給食費負担軽減交付金	164,883	163,943	328,826	－	－	－	164,883	163,943	328,826
その他	115,706	142,899	258,605	148,018	134,434	282,452	△ 32,312	8,465	△ 23,847
文部科学省計	796,235	450,326	1,246,560	481,383	139,813	621,196	314,852	310,513	625,364
（厚生労働省所管）									
保健事業費等補助金	27,820	27,435	55,255	28,737	28,382	57,119	△ 917	△ 947	△ 1,864
結核医療費負担金	2,992	1,195	4,188	2,959	1,191	4,150	33	4	38
精神保健費等負担金	8,895	4,327	13,221	8,443	4,160	12,603	452	167	618
生活扶助費等負担金	1,316,049	438,572	1,754,621	1,339,797	446,491	1,786,288	△ 23,748	△ 7,919	△ 31,667
医療扶助費等負担金	1,439,004	479,668	1,918,672	1,397,577	465,859	1,863,436	41,427	13,809	55,236
介護扶助費等負担金	91,372	30,457	121,829	86,143	28,714	114,857	5,229	1,743	6,972
身体障害者保護費負担金	2,544	2,544	5,088	2,441	2,441	4,882	103	103	206
障害者自立支援給付費等負担金	2,095,379	2,095,379	4,190,759	1,919,702	1,919,702	3,839,404	175,677	175,677	351,355
後期高齢者医療給付費等負担金	7,484	3,191,940	3,199,424	7,194	3,085,183	3,092,377	290	106,757	107,047
介護給付費等負担金	－	3,695,320	3,695,320	－	3,592,256	3,592,256	－	103,064	103,064
在宅福祉事業費補助金	2,421	3,856	6,277	2,431	3,987	6,418	△ 10	△ 131	△ 141
保険基盤安定等負担金	143,190	233,754	376,943	229,315	223,315	452,630	△ 86,125	10,439	△ 75,687
職業転換訓練費負担金	975	975	1,950	1,029	1,029	2,058	△ 54	△ 54	△ 108
その他	710,947	608,969	1,319,916	705,357	601,983	1,307,340	5,590	6,986	12,576
厚生労働省計	5,849,071	10,814,392	16,663,463	5,731,125	10,404,693	16,135,818	117,946	409,699	527,645

区分	令和８年度(A) 国庫補助負担額	令和８年度(A) 地方負担額	令和８年度(A) 計	令和７年度(B) 国庫補助負担額	令和７年度(B) 地方負担額	令和７年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
（農林水産省所管）									
家畜伝染病予防費負担金	3,202	2,213	5,415	3,202	2,140	5,342	0	73	73
日本型直接支払交付金	78,709	79,734	158,443	78,709	79,995	158,704	0	△ 261	△ 261
その他	49,762	7,940	57,702	46,462	6,329	52,791	3,300	1,611	4,911
農林水産省計	131,673	89,887	221,560	128,373	88,464	216,837	3,300	1,423	4,723
（経済産業省所管）									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	12,277	21	12,298	13,063	21	13,084	△ 786	0	△ 786
その他	12,983	2,212	15,195	13,294	1,890	15,184	△ 311	322	11
経済産業省計	25,260	2,233	27,493	26,357	1,911	28,268	△ 1,097	322	△ 775
（国土交通省所管）									
地籍調査費負担金	3,160	3,160	6,320	3,160	3,160	6,320	0	0	0
その他	16,828	12,803	29,631	14,338	12,544	26,882	2,490	259	2,749
国土交通省計	19,988	15,963	35,951	17,498	15,704	33,202	2,490	259	2,749
（環境省所管）									
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	55,794	44,134	99,927	49,099	34,656	83,755	6,695	9,478	16,172
（防衛省所管）									
募集事務地方公共団体委託費等	188	－	188	183	－	183	5	－	5
合計	12,889,423	15,103,487	27,992,911	12,388,343	14,272,996	26,661,339	501,080	830,491	1,331,572
補助職員等の組替えによる減	△ 24,060	－	△ 24,060	△ 23,845	－	△ 23,845	△ 215	－	△ 215
再計	12,865,363	15,103,487	27,968,850	12,364,498	14,272,996	26,637,494	500,865	830,491	1,331,356

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
２　地域未来交付金の令和７年度の額は、令和７年度地方財政計画の歳出に計上された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の額である。

(2)　国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆4,037億円であり、前年度に比し、１兆4,844億円（9.3%）減少している。

社会保障関係費の増加やサービス・施設管理等の委託料の増加、会計年度任用職員の給与等の給与関係経費への移し替え等を適切に反映した計上を行うこととしている。

また、貸付金１兆9,178億円のほか、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上するとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう、4,000億円を計上している。

(3)　国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,567億円、都道府県繰入金5,850億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,272億円を合算した１兆5,689億円であり、前年度に比し、689億円（4.6%）増加している。

(4)　地方創生推進費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、前年度同額の１兆円を計上している。

(5)　地域デジタル社会推進費

地方団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、1,500億円を計上しており、前年度に比し、500億円（25.0%）減少している。

(6)　地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

3　地域未来基金費

都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上を推進するため、4,000億円を計上している。

4　公　債　費

地方債の元利償還金は、10兆7,674億円（元金償還金９兆7,231億円、利払費１兆443億円）であり、前年度に比し、414億円（0.4%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表　地方債の利子及び元金償還金

（単位　億円）

令和８年度償還金(A) 元金	令和８年度償還金(A) 利子	令和８年度償還金(A) 計	令和７年度償還金(B) 元金	令和７年度償還金(B) 利子	令和７年度償還金(B) 計	増減額(A)－(B) 元金	増減額(A)－(B) 利子	増減額(A)－(B) 計
97,231	10,443	107,674	97,816	9,444	107,259	△ 585	999	414

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（参考表）　地方債見込現在高

（単位　億円）

令和７年度末現在高 (A)	令和８年度 発行額 (B)	令和８年度 償還額 (C)	令和８年度末見込現在高 (A)＋(B)－(C) (D)	増減額 (D)－(A)
1,332,544	61,458	97,452	1,296,550	△ 35,994

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
２　東日本大震災分の地方債を含む。

５　臨時財政対策債償還基金費

地方財政の健全化に資するため、8,376億円を計上している。

６　維持補修費

維持補修費の総額は、１兆6,275億円であり、前年度に比し、750億円（4.8％）増加している。

このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している。

７　投資的経費

投資的経費の総額は、12兆4,568億円であり、前年度に比し、3,435億円（2.8％）増加している。

なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは６兆7,637億円を計上しており、前年度に比し、4,000億円（6.3％）増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1)　直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,622億円であり、前年度に比し、123億円（2.2％）増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2)　公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、５兆1,308億円であり、前年度に比し、689億円（1.3％）減少している。このうち、普通建設事業費は、５兆1,046億円で、前年度に比し、713億円（1.4％）減少しており、災害復旧事業費は、262億円で、前年度に比し、24億円（10.1％）増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表　直　轄　事　業

区分	令和８年度(A) 国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 治水	606,899	133,796	26,020	766,715
河川	338,117	64,959	－	403,076
砂防	74,488	27,308	－	101,796
ダム	194,295	41,528	26,020	261,843
2 治山	8,250	3,348	－	11,599
3 海岸	18,467	6,450	－	24,917
農林	2,032	847	－	2,878
運輸	7,408	2,572	－	9,980
建設	9,027	3,032	－	12,058
4 道路整備	1,311,427	290,764	－	1,602,191
5 港湾	121,362	62,279	－	183,641
6 空港	135,784	7,233	－	143,016
7 都市環境	22,683	932	－	23,616
8 農業農村整備	140,479	25,379	－	165,858
9 森林水産基盤	11,818	3,846	－	15,664
10 災害関連	8,009	3,541	－	11,550
11 災害復旧	11,108	4,470	39	15,617
河川等	4,719	2,235	39	6,993
港湾等	3,431	933	－	4,364
道路	2,447	1,196	－	3,643
山林施設等	511	106	－	618
12 推進費等	12,364	3,132	－	15,496
計 (a)	2,408,651	545,170	26,059	2,979,880
既往年度における農業農村整備負担金等	－	17,071	－	17,071
総計（計画計上分）	2,408,651	562,241	26,059	2,996,951
（参考）				
農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 7,180	7,393	2,422	2,635
(a) ＋ (b)	2,401,471	552,563	28,481	2,982,515

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

２　国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。

３　「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設

４　「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「８　農業農村整備」の

費　の　内　訳

（単位　百万円）

令和７年度(B)				増減額(A)－(B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
596,785	129,516	29,229	755,530	10,114	4,280	△ 3,209	11,185
328,372	61,027	－	389,399	9,745	3,932	－	13,677
74,290	26,944	－	101,234	198	364	－	562
194,123	41,545	29,229	264,897	172	△ 17	△ 3,209	△ 3,054
8,246	3,288	－	11,534	4	60	－	65
18,988	6,548	－	25,536	△ 521	△ 98	－	△ 619
2,499	830	－	3,329	△ 467	17	－	△ 451
7,231	2,547	－	9,778	177	25	－	202
9,258	3,171	－	12,429	△ 231	△ 139	－	△ 371
1,306,579	289,313	－	1,595,892	4,848	1,451	－	6,299
117,040	60,345	－	177,385	4,322	1,934	－	6,256
133,477	7,367	－	140,844	2,307	△ 134	－	2,172
22,327	599	－	22,926	356	333	－	690
133,544	23,559	－	157,103	6,935	1,820	－	8,755
11,354	4,028	－	15,382	464	△ 182	－	282
7,251	3,170	－	10,421	758	371	－	1,129
14,348	6,360	60	20,768	△ 3,240	△ 1,890	△ 21	△ 5,151
5,736	2,743	60	8,539	△ 1,017	△ 508	△ 21	△ 1,546
2,457	699	－	3,156	974	234	－	1,208
5,711	2,826	－	8,537	△ 3,264	△ 1,630	－	△ 4,894
444	92	－	536	67	14	－	82
12,092	3,114	－	15,206	272	18	－	290
2,382,031	537,207	29,289	2,948,527	26,620	7,963	△ 3,230	31,353
－	12,693	－	12,693	－	4,378	－	4,378
2,382,031	549,900	29,289	2,961,220	26,620	12,341	△ 3,230	35,731
△ 2,733	7,978	2,600	7,845	△ 4,447	△ 585	△ 178	△ 5,210
2,379,298	545,185	31,889	2,956,372	22,173	7,378	△ 3,408	26,143

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。
区分の金額を含んでいない。

第16表　公共事業費の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A)			令和７年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1　一般公共									
(1) 治山治水	118,189	121,906	240,095	127,602	130,711	258,313	△ 9,413	△ 8,805	△ 18,218
(2) 道路整備	388,019	311,328	699,347	384,553	309,135	693,688	3,466	2,193	5,659
(3) 港湾空港鉄道等	23,928	70,862	94,790	25,409	72,189	97,598	△ 1,481	△ 1,327	△ 2,808
(4) 住宅都市環境	257,966	246,133	504,100	246,333	238,576	484,909	11,633	7,557	19,191
(5) 生活環境施設整備	43,486	75,598	119,083	43,234	75,666	118,900	252	△ 68	183
(6) 農林水産基盤整備	279,362	213,310	492,672	286,960	216,653	503,613	△ 7,598	△ 3,343	△ 10,941
(7) 社会資本総合整備	949,167	1,085,806	2,034,973	979,258	1,118,559	2,097,817	△ 30,091	△ 32,753	△ 62,844
(8) 推進費等	58,242	59,138	117,380	62,243	63,874	126,117	△ 4,001	△ 4,736	△ 8,737
(9) 災害関連	8,637	6,825	15,462	6,608	5,073	11,681	2,029	1,752	3,781
小計	2,126,995	2,190,906	4,317,901	2,162,200	2,230,436	4,392,636	△ 35,205	△ 39,530	△ 74,735
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	47,886	△ 47,886	－	47,010	△ 47,010	－	876	△ 876	－
計 (a)	2,174,882	2,143,019	4,317,901	2,209,210	2,183,426	4,392,636	△ 34,328	△ 40,407	△ 74,735
2　その他公共									
(1) 文教施設	81,955	71,850	153,805	84,788	75,906	160,694	△ 2,833	△ 4,056	△ 6,889
(2) 厚生労働施設	53,096	29,620	82,716	56,770	34,438	91,208	△ 3,674	△ 4,818	△ 8,492
(3) 小笠原諸島振興開発事業	832	484	1,316	896	597	1,493	△ 64	△ 113	△ 177
(4) 防衛施設運営等関連施設	72,382	29,403	101,785	66,968	24,682	91,650	5,414	4,721	10,135
(5) 都道府県警察施設	22,182	22,182	44,364	23,321	23,308	46,629	△ 1,139	△ 1,126	△ 2,265
(6) 消防施設等	1,372	1,962	3,335	1,373	2,101	3,474	△ 1	△ 139	△ 139
(7) 過疎地域集落整備事業	185	237	422	185	237	422	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	709	236	946	550	234	784	159	2	162
(9) 農村振興対策事業	58,472	33,874	92,346	55,558	31,253	86,811	2,914	2,621	5,535
(10) その他	199,996	105,688	305,684	189,989	110,166	300,155	10,007	△ 4,478	5,529
小計	491,182	295,537	786,719	480,398	302,922	783,320	10,784	△ 7,385	3,399
(11) 北方領土隣接地域に対する国庫負担かさ上げ額	37	△ 37	－	15	△ 15	－	22	△ 22	－
計 (b)	491,219	295,500	786,719	480,413	302,907	783,320	10,806	△ 7,407	3,399
合計(a)＋(b) (c)	2,666,101	2,438,520	5,104,620	2,689,623	2,486,333	5,175,956	△ 23,522	△ 47,813	△ 71,336

区分	令和８年度(A) 国庫補助負担額等	令和８年度(A) 地方負担額	令和８年度(A) 計	令和７年度(B) 国庫補助負担額等	令和７年度(B) 地方負担額	令和７年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額等	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
３　災害復旧事業									
(1) 一般公共	21,751	3,820	25,571	18,398	4,795	23,193	3,353	△ 975	2,378
(2) 文教施設	427	214	642	427	215	642	0	△ 1	△ 0
計　(d)	22,179	4,034	26,213	18,825	5,010	23,835	3,354	△ 976	2,378
総計　(c) ＋ (d)	2,688,279	2,442,554	5,130,833	2,708,448	2,491,343	5,199,791	△ 20,169	△ 48,789	△ 68,958

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
２　「１ 一般公共 (8)推進費等」の令和８年度の額には、地域未来交付金（地域未来推進型）のインフラ整備事業分（国庫補助負担額等50,008百万円、地方負担額47,497百万円）を、「２ その他公共 (10)その他」の令和８年度の額には、地域未来交付金（地域未来推進型）の拠点整備事業分（国庫補助負担額等41,337百万円、地方負担額41,337百万円）を含む。

(3)　一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、３兆4,333億円を計上しており、前年度に比し、3,941億円（13.0％）増加している。

ア　普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として３兆4,020億円を計上している。

イ　災害復旧事業費

令和７年発生災害及び現年発生災害に係る令和８年度における復旧事業費として313億円を計上している。

(4)　特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、３兆3,304億円を計上しており、前年度に比し、59億円（0.2％）増加している。

ア　過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として１兆2,610億円を計上している。

イ　地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ　旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年３月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として1,492億円を計上している。

エ　防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ　施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として934億円を計上している。

カ　緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ　公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として5,000億円を計上している。

ク　緊急自然災害防止対策事業費

「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

ケ　脱炭素化推進事業費

地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業費として1,000億円を計上している。

コ　こども・子育て支援事業費

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施できるよう、こども・子育て支援事業費として500億円を計上している。

サ　高等学校教育改革等推進事業費

公立高校等における人材育成に向けた施設設備の整備を推進できるよう、高等学校教育改革等推進事業費として1,000億円を計上している。

８　公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、２兆3,545億円であり、前年度に比し、758億円（3.3％）増加している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、１兆2,431億円であり、前年度に比し、37億円（0.3％）増加している。

(1)　収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、１兆1,523億円であり、前年度に比し、694億円（6.4％）増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表　収益勘定繰出金の内訳

（単位　億円）

区分	令和８年度(A)	令和７年度(B)	増減額(A)－(B)
１　水道事業	270	234	36
２　交通事業	126	167	△ 41
３　病院事業	5,648	5,353	295
４　下水道事業	4,387	4,070	317
５　その他の事業	1,092	1,005	87
合計	11,523	10,829	694

(2)　資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、１兆2,022億円であり、前年度に比し、64億円（0.5%）増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表　資本勘定繰出金の内訳

（単位　億円）

区分	令和８年度(A)	令和７年度(B)	増減額(A)－(B)
1　水道事業	970	938	32
2　交通事業	362	362	0
3　病院事業	2,705	2,524	181
4　下水道事業	7,693	7,842	△　149
5　その他の事業	292	292	0
合計	12,022	11,958	64

９　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、7,100億円（18.8%）の増加を見込み、４兆4,800億円を計上している。

（三）　国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、39兆7,766億円であり、前年度に比し、１兆6,003億円（4.2%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で34兆6,458億円（前年度比１兆6,692億円、5.1%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で５兆1,046億円（前年度比713億円、1.4%減）、災害復旧事業費で262億円（前年度比24億円、10.1%増）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表　国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A) 国庫補助負担額等	令和８年度(A) 地方負担額	令和８年度(A) 計	令和７年度(B) 国庫補助負担額等	令和７年度(B) 地方負担額	令和７年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額等	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
1　普通補助負担金等関係									
(1) 内閣府所管	5,551,709	3,679,337	9,231,046	5,486,467	3,581,356	9,067,823	65,242	97,981	163,223
(2) 総務省所管	455,016	6,173	461,189	464,439	5,421	469,860	△　9,423	752	△　8,671
(3) 法務省所管	4,490	1,044	5,534	3,419	978	4,397	1,071	66	1,137
(4) 外務省所管	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(5) 財務省所管	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(6) 文部科学省所管	796,235	450,326	1,246,560	481,383	139,813	621,196	314,852	310,513	625,364
(7) 厚生労働省所管	5,849,071	10,814,392	16,663,463	5,731,125	10,404,693	16,135,818	117,946	409,699	527,645
(8) 農林水産省所管	131,673	89,887	221,560	128,373	88,464	216,837	3,300	1,423	4,723
(9) 経済産業省所管	25,260	2,233	27,493	26,357	1,911	28,268	△　1,097	322	△　775
(10) 国土交通省所管	19,988	15,963	35,951	17,498	15,704	33,202	2,490	259	2,749
(11) 環境省所管	55,794	44,134	99,927	49,099	34,656	83,755	6,695	9,478	16,172
(12) 防衛省所管	188	－	188	183	－	183	5	－	5
小計((1)～(12))	12,889,423	15,103,487	27,992,911	12,388,343	14,272,996	26,661,339	501,080	830,491	1,331,572
(13) 義務教育職員給与費	1,711,817	4,941,083	6,652,900	1,620,953	4,694,296	6,315,249	90,864	246,787	337,651
計((1)～(13))	14,601,240	20,044,570	34,645,811	14,009,296	18,967,292	32,976,588	591,944	1,077,278	1,669,223
2　公共事業費補助負担金関係									
(1) 普通建設事業費	2,666,101	2,438,520	5,104,620	2,689,623	2,486,333	5,175,956	△　23,522	△　47,813	△　71,336
(2) 災害復旧	22,179	4,034	26,213	18,825	5,010	23,835	3,354	△　976	2,378
計((1)～(2))	2,688,279	2,442,554	5,130,833	2,708,448	2,491,343	5,199,791	△　20,169	△　48,789	△　68,958
総計(１＋２)	17,289,520	22,487,124	39,776,644	16,717,744	21,458,635	38,176,379	571,776	1,028,489	1,600,265

(注)　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第20表　地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1　総括表

（単位　百万円）

区分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	12,820,627	17,332,635	30,153,261
地方財政法第10条の２関係経費	1,127,655	915,037	2,042,692
地方財政法第10条の３関係経費	26,696	6,948	33,644
地方財政法第34条関係経費	－	－	－
総計	13,974,977	18,254,620	32,229,597

２　内　訳　表

（単位　百万円）

地方財政法 条	号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,711,817	3,423,634	5,135,451
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	67,590	61,049	128,639
	4	生活保護に要する経費	2,846,424	948,697	3,795,121
	5	感染症の予防に要する経費	5,659	3,793	9,452
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,624	1,247	2,871
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	182,139	177,714	359,853
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	718,134	718,134	1,436,268
	10	女性相談支援センターに要する経費	1,163	1,163	2,327
	11	知的障害者の援護に要する経費	1,193,954	1,193,954	2,387,909
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	7,484	3,191,940	3,199,424
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	3,839,518	3,839,518
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費	710,335	710,335	1,420,670
	15	児童手当に要する経費	2,097,344	489,315	2,586,660
	16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	143,287	247,000	390,287
	17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,157	291	1,448
	18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	48,069	16,023	64,093
	19	児童扶養手当に要する経費	153,199	306,398	459,597
	20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,446	3,369	6,815
	21	家畜伝染病予防に要する経費	3,202	2,213	5,415
	22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	130	130	260
	23	森林病害虫等の防除に要する経費	394	388	782
	24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,356	10,356	20,712
	25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	5,413	5,413	10,826
	26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,849	6,855	13,704
	27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	－	10
	28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	165	－	165
	29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	571,975	190,657	762,631
	30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	45	45	90
	31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	93,408	45,622	139,030
	32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	137,559	137,559	275,118
	33	妊婦のための支援給付に要する経費、子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）、子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）及び乳児等のための支援給付に要する経費	2,039,087	1,557,831	3,596,918
	34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	25,826	8,609	34,434
	35	都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費	33,381	33,381	66,763
		計	12,820,627	17,332,635	30,153,261
10の2	1～6	普通建設事業に要する経費	1,127,655	915,037	2,042,692
		計	1,127,655	915,037	2,042,692
10の3	1	災害救助事業に要する経費	2,790	2,790	5,580
	2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
	3～9	災害復旧事業に要する経費	23,766	4,018	27,784
		計	26,696	6,948	33,644
34		引揚者への援護に要する経費	－	－	－
		計	－	－	－

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（復旧・復興事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一）　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,217億円であり、前年度に比し、487億円（18.0%）減少している。
歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第１表のとおりである。
なお、歳入の構成比は、第２表のとおりである。

第１表　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
Ⅰ 震災復興特別交付税	539	871	△ 332	△ 38.1
Ⅱ 一般財源充当分	63	33	30	90.9
Ⅲ 国庫支出金	1,552	1,731	△ 179	△ 10.3
Ⅳ 地方債	10	11	△ 1	△ 9.1
Ⅴ 雑収入	53	58	△ 5	△ 8.6
歳入合計	2,217	2,704	△ 487	△ 18.0

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第２表　歳入の構成比

（単位　億円）

区分	令和８年度 計画額	令和８年度 構成比 (%)	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比 (%)
1 震災復興特別交付税	539	24.3	871	32.2
2 一般財源充当分	63	2.8	33	1.2
3 国庫支出金	1,552	70.0	1,731	64.0
4 地方債	10	0.5	11	0.4
5 雑収入	53	2.4	58	2.2
歳入合計	2,217	100.0	2,704	100.0

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（二）　歳入の概要

1　震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、539億円であり、前年度に比し、332億円（38.1%）減少している。
震災復興特別交付税の算定基礎は、第３表のとおりである。

第３表　震災復興特別交付税の算定基礎

（単位　百万円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 当初 (B)	令和７年度 補正	令和７年度 最終 (C)	増減額 対前年度当初 (A)－(B)	増減額 対前年度最終 (A)－(C)
当該年度震災復興特別交付税の加算(a)	45,595	65,850	－	65,850	△ 20,255	△ 20,255
前年度からの年度調整分(b)	8,300	18,700	－	18,700	△ 10,400	△ 10,400
返還金(c)	51	2,594	－	2,594	△ 2,543	△ 2,543
合計 (a)～(c)	53,947	87,145	－	87,145	△ 33,198	△ 33,198

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2　一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、63億円を計上している。

3　国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,552億円であり、前年度に比し、179億円（10.3%）減少している。
国庫支出金の内訳は、第４表のとおりである。

第４表　国庫支出金の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 災害救助費等負担金	64	390	△ 326
2 河川等災害復旧事業費補助	11,589	7,488	4,101
3 社会資本整備総合交付金	1,330	25,981	△ 24,651
4 災害公営住宅等家賃対策補助	20,895	22,397	△ 1,502
5 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	4,399	1,141	3,258
6 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	606	1,072	△ 466
7 福島再生加速化交付金	59,062	59,937	△ 875
8 その他	57,260	54,728	2,532
合計	155,205	173,134	△ 17,929

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

４　地　方　債

(1)　普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、10億円であり、前年度に比し、１億円（9.1％）減少している。

地方債の事業別内訳は、第５表のとおりである。

第５表　地方債の事業別内訳

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一般会計債	10	11	△ 1
１　公営住宅建設事業	8	10	△ 2
２　一般単独事業	2	1	1
一般	2	1	1
合計	10	11	△ 1

(2)　地方債計画

令和８年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表　令和８年度地方債計画
（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一　一般会計債			
１　公営住宅建設事業	8	10	△ 2
２　災害復旧事業	1	1	0
３　一般単独事業	2	1	1
二　公営企業債			
１　水道事業	4	3	1
２　下水道事業	1	－	1
三　国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)
総計	16	15	1
	(1)	(1)	(0)
内訳　普通会計分	10	11	△ 1
内訳　公営企業会計等分	6	4	2

資金区分			
公的資金			
財政融資資金	12	11	1
地方公共団体金融機構資金	4	4	0
（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

５　雑　収　入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入及び貸付金の回収金を53億円計上している。

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一）　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,217億円であり、前年度に比し、487億円（18.0％）減少している。
歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第６表のとおりである。
なお、歳出の主な増減事由は、第７表のとおりであり、歳出の構成比は第８表のとおりである。

第６表　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
Ⅰ 給与関係経費	40	49	△ 9	△ 18.4
Ⅱ 一般行政経費	1,119	1,129	△ 10	△ 0.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	903	853	50	5.9
2 国庫補助負担金を伴わないもの	215	276	△ 61	△ 22.1
Ⅲ 公債費	53	58	△ 5	△ 8.6
Ⅳ 投資的経費	1,005	1,468	△ 463	△ 31.5
1 公共事業費	1,005	1,468	△ 463	△ 31.5
2 一般事業費	0	0	△ 0	△ 0.0
Ⅴ 公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0
歳出合計	2,217	2,704	△ 487	△ 18.0

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第７表　歳出の増減事由

（単位　億円）

増減事由	金額 総額	金額 地方費	増減事由	金額 総額	金額 地方費
Ⅰ 給与関係経費	△ 9	△ 6	Ⅲ 公債費	△ 5	△ 5
1 職員数による増減	△ 10	△ 8	Ⅳ 投資的経費	△ 463	△ 238
2 その他	2	2	1 公共事業費	△ 463	△ 238
Ⅱ 一般行政経費	△ 10	△ 57	2 一般事業費	△ 0	△ 0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	50	3	Ⅴ 公営企業繰出金	△ 0	△ 0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 61	△ 61			
			歳出増減額の合計	△ 487	△ 308

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第８表　歳出の構成比

（単位　億円）

区分	令和８年度 計画額	令和８年度 構成比 (%)	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比 (%)
1 給与関係経費	40	1.8	49	1.8
2 一般行政経費	1,119	50.5	1,129	41.8
3 公債費	53	2.4	58	2.1
4 投資的経費	1,005	45.3	1,468	54.3
5 公営企業繰出金	0	0.0	0	0.0
歳出合計	2,217	100.0	2,704	100.0

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（二）　歳出の概要

1　給与関係経費

給与関係経費の総額は、40億円であり、前年度に比し、９億円（18.4％）減少している。
給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

(1)　義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について、前年度に比し、108人減員の344人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、32億円を計上している。

(2)　警察官の給与費は、前年度に比し、11人減員の92人を見込むことにより、９億円を計上している。

2　一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,119億円であり、前年度に比し、10億円（0.9％）減少している。

(1)　国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、903億円であり、前年度に比し、50億円（5.9％）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第９表のとおりである。

第９表　普通補助負担金等を伴う経費の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A) 国庫補助負担額	令和８年度(A) 地方負担額	令和８年度(A) 計	令和７年度(B) 国庫補助負担額	令和７年度(B) 地方負担額	令和７年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	4,399	－	4,399	1,141	－	1,141	3,258	－	3,258
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	606	303	909	1,072	486	1,558	△ 466	△ 183	△ 649
災害救助費等負担金	64	64	129	390	390	780	△ 326	△ 326	△ 651
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	5,508	775	6,283	7,510	1,111	8,621	△ 2,002	△ 336	△ 2,338
災害公営住宅等家賃対策補助	20,895	7,958	28,853	22,397	6,417	28,814	△ 1,502	1,541	39
その他	47,469	2,291	49,760	41,686	2,654	44,340	5,783	△ 363	5,420
合計	78,941	11,392	90,333	74,196	11,058	85,254	4,745	334	5,079

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(2)　国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、215億円であり、前年度に比し、61億円（22.1％）減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア　地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分21億円、条例減免分４億円、福島復興再生特別措置法等に基づく特例措置分92億円を合算した117億円を計上している。

イ　地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等99億円を計上している。

３　公　債　費

地方債の元利償還金は、53億円（元金償還金50億円、利払費３億円）であり、前年度に比し、５億円（8.6％）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表　地方債の利子及び元金償還金

（単位　億円）

令和８年度償還金(A) 元金	利子	計	令和７年度償還金(B) 元金	利子	計	増減額(A)－(B) 元金	利子	計
50	3	53	55	3	58	△ 5	0	△ 5

４　投資的経費

投資的経費の総額は、1,005億円であり、前年度に比し、463億円（31.5％）減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1)　公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,005億円であり、前年度に比し、463億円（31.5％）減少している。

公共事業費の内訳は、第11表のとおりである。

(2)　一般事業費

一般事業費は、15百万円を計上している。

第11表　公　共　事　業　費　の　内　訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A) 国庫補助負担額等	令和８年度(A) 地方負担額	令和８年度(A) 計	令和７年度(B) 国庫補助負担額等	令和７年度(B) 地方負担額	令和７年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額等	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
社会資本整備総合交付金	1,330	1,243	2,573	25,981	22,679	48,660	△ 24,651	△ 21,436	△ 46,087
河川等災害復旧事業費補助	11,589	334	11,923	7,488	221	7,709	4,101	113	4,214
福島再生加速化交付金	59,062	18,280	77,342	59,937	18,217	78,154	△ 875	63	△ 812
その他	3,419	5,259	8,678	4,452	7,810	12,262	△ 1,033	△ 2,551	△ 3,584
合計	75,401	25,116	100,517	97,858	48,927	146,785	△ 22,457	△ 23,811	△ 46,268

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

５　公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、１百万円である。

事業別の内訳は、第12表のとおりである。

第12表　公営企業繰出金の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A)	令和７年度(B)	増減額(A)－(B)
水道事業	1	18	△ 17
合計	1	18	△ 17

（三）　国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、1,940億円であり、前年度に比し、420億円（17.8％）減少している。その内訳は、第13表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第14表のとおりである。

第13表　国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A)			令和７年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	64	64	129	390	390	780	△ 326	△ 326	△ 651
河川等災害復旧事業費補助	11,589	334	11,923	7,488	221	7,709	4,101	113	4,214
社会資本整備総合交付金	1,330	1,243	2,573	25,981	22,679	48,660	△24,651	△21,436	△46,087
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	4,399	－	4,399	1,141	－	1,141	3,258	－	3,258
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	606	303	909	1,072	486	1,558	△ 466	△ 183	△ 649
福島再生加速化交付金	59,062	18,280	77,342	59,937	18,217	78,154	△ 875	63	△ 812
災害公営住宅等家賃対策補助	20,895	7,958	28,853	22,397	6,417	28,814	△ 1,502	1,541	39
その他	57,260	10,570	67,830	54,728	14,441	69,169	2,532	△ 3,871	△ 1,339
合計	155,205	38,753	193,958	173,134	62,851	235,985	△17,929	△24,098	△42,027

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第14表　地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

１　総　括　表

（単位　百万円）

区分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	21,915	9,738	31,653
地方財政法第10条の２関係経費	2,185	1,926	4,111
地方財政法第10条の３関係経費	12,142	375	12,517
地方財政法第34条関係経費	－	－	－
総計	36,242	12,039	48,281

２　内　訳　表

（単位　百万円）

地方財政法 条	地方財政法 号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	864	1,728	2,592
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	－	－	－
	4	生活保護に要する経費	－	－	－
	5	感染症の予防に要する経費	－	－	－
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	－	－	－
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	－	－	－
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	－	－	－
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	－	－	－
	10	女性相談支援センターに要する経費	－	－	－
	11	知的障害者の援護に要する経費	－	－	－
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費	－	－	－
	15	児童手当に要する経費	－	－	－

（単位　百万円）

地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	－	－	－
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	－	－	－
19	児童扶養手当に要する経費	－	－	－
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	－	－	－
21	家畜伝染病予防に要する経費	－	－	－
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	－	－	－
23	森林病害虫等の防除に要する経費	－	－	－
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	－	－	－
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	－	－	－
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	21,051	8,010	29,061
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	－	－	－
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	－	－	－
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	－	－	－
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	－	－	－
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	－	－	－
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	－	－	－
33	妊婦のための支援給付に要する経費、子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）、子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）及び乳児等のための支援給付に要する経費	－	－	－
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	－	－	－
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費	－	－	－
	計	21,915	9,738	31,653
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	2,185	1,926	4,111
	計	2,185	1,926	4,111
10の3 1	災害救助事業に要する経費	－	－	－
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	－	－	－
3～9	災害復旧事業に要する経費	12,142	375	12,517
	計	12,142	375	12,517
34	引揚者への援護に要する経費	－	－	－
	計	－	－	－

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

（全国防災事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一）　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、181億円であり、前年度に比し、37億円（17.0％）減少している。
歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第15表のとおりである。
なお、歳入の構成比は、第16表のとおりである。

第15表　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
Ⅰ 一般財源充当分	180	217	△ 37	△ 17.1
Ⅱ 雑収入	1	1	0	0.0
歳入合計	181	218	△ 37	△ 17.0

第16表　歳入の構成比

（単位　億円）

区分	令和８年度 計画額	令和８年度 構成比 (%)	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比 (%)
1 一般財源充当分	180	99.4	217	99.5
2 雑収入	1	0.6	1	0.5
歳入合計	181	100.0	218	100.0

（二）　歳入の概要

1　一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、180億円を計上している。

なお、令和８年度までの一般財源充当分の累計額は、3,486億円である。

2　雑　収　入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入１億円を計上している。

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一）　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、181億円であり、前年度に比し、37億円（17.0％）減少している。
歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第17表のとおりである。
なお、歳出の主な増減事由は、第18表のとおりであり、歳出の構成比は、第19表のとおりである。

第17表　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和８年度 (A)	令和７年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
Ⅰ 公債費	181	218	△ 37	△ 17.0
歳出合計	181	218	△ 37	△ 17.0

第18表　歳出の増減事由

（単位　億円）

増減事由	金額 総額	金額 地方費
Ⅰ 公債費	△ 37	△ 37
歳出増減額の合計	△ 37	△ 37

第19表　歳出の構成比

（単位　億円）

区分	令和８年度 計画額	令和８年度 構成比 (%)	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比 (%)
1 公債費	181	100.0	218	100.0
歳出合計	181	100.0	218	100.0

（二）　歳出の概要

公　債　費

地方債の元利償還金は、181億円（元金償還金171億円、利払費10億円）であり、前年度に比し、37億円（17.0％）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第20表のとおりである。

第20表　地方債の利子及び元金償還金

（単位　億円）

令和８年度償還金(A)			令和７年度償還金(B)			増減額　(A)－(B)		
元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計
171	10	181	207	11	218	△　36	△　1	△　37

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間について、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年３月６日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額等について

１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジの入口又は出口	１．⑷①の料金の額等を適用する期間
第一東海自動車道 東名川崎インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月９日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 海老名インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月16日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第一東海自動車道 秦野中井インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月16日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中部横断自動車道 白根インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月16日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 相模原愛川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 森掛川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第一東海自動車道 菊川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第一東海自動車道 磐田インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道富士吉田線 相模湖インターチェンジ（相模湖東料金所）の出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 勝沼インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 諏訪南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 藤枝岡部インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 新秦野インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 清水いはらインターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中部横断自動車道 南アルプスインターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道長野線 塩尻インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 甲府南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月31日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 湾岸弥富インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
伊勢湾岸道路 名港潮見インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 弥富木曽岬インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 飛島インターチェンジの（下り線）入口及び（上り線）出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋亀山線 桑名インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月７日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋亀山線 長島インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月７日から 料金の徴収期間が満了する日まで

近畿自動車道名古屋神戸線 湾岸桑名インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月７日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 みえ朝日インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月７日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海北陸自動車道 尾西インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海北陸自動車道 関インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海北陸自動車道 一宮西インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月９日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海環状自動車道 美濃加茂インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月９日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 湾岸長島インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月９日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海環状自動車道 豊田藤岡インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月９日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海北陸自動車道 一宮木曽川インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月10日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道伊勢線 千音寺南インターチェンジ（千音寺南本線料金所）の入口	令和８年５月11日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道伊勢線 飛島北インターチェンジ（外回り）の入口	令和８年５月11日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋亀山線 清洲東インターチェンジ（内回り）の入口	令和８年５月12日から 料金の徴収期間が満了する日まで

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

北海道北見市留辺蘂町仲町八六番地一〇

有限会社杉本寝装

清算人　杉本　則之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

札幌市手稲区西宮の沢五条一丁目一六番一五号

株式会社ベスト

代表清算人　鈴木　高尚

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

札幌市南区澄川六条八丁目一一番一八号

株式会社北芝電業

代表清算人　芝田　由美

解散公告

当社は、令和八年二月九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

北海道河東郡音更町緑陽台仲区六番地二

株式会社ヨシダホーム

代表清算人　吉田　光吉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目七番五号

丸幸商事株式会社

代表清算人　中村　克司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

岩手県奥州市水沢佐倉河字後樋一二〇番地一

一般財団法人胆江地区勤労者教育文化センター

代表清算人　佐藤　潔

解散公告

当社は、令和八年二月十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

宮城県石巻市広渕字馬場屋敷三番地

有限会社広渕宅建

清算人　佐々木隼人

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

福島県郡山市開成五丁目二番二一号

ロイヤーズ不動産株式会社

代表清算人　三瓶　正

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

福島県郡山市鶴見坦二丁目一二番一五号

株式会社オネスト

代表清算人　望月　正恵

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

福島県郡山市鶴見坦二丁目一二番一五号

ＨＯＰＥＭＯＯＮグループ株式会社

代表清算人　望月　正恵

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

福島県いわき市勿来町四沢清水二四番地

有限会社新日本都市住宅

清算人　作山　美文

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

群馬県高崎市上中居町七八六番地

株式会社中島木材工業

代表清算人　中島　統祥

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

群馬県みどり市笠懸町阿左美三五八六番地一

株式会社ＢＬＵＥ　ＬＩＦＥ

代表清算人　桑原　拓也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二七三番一号

株式会社アップル埼玉

代表清算人　須永真貴子

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

埼玉県川口市並木三丁目六番一九号並木クイーンコーポ四〇七号室　株式会社Ｋ＆Ｈ

代表清算人　宮澤　基浩

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

埼玉県川口市並木二丁目三九番一―一四〇一号レーベン川口並木ＶＥＲＴＥＡ

心宅株式会社

代表清算人　宮澤　基浩

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

千葉県野田市三ツ堀八二七番地四

株式会社柏流サービス

代表清算人　森田　和男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

千葉県船橋市西船七丁目九番四七―五号

株式会社アーキテックス

代表清算人　瀧川由紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都中央区銀座七丁目二番六号銀座アステルビル四階三聖トラスト会計事務所内

コブラ・インダストリアル・ジャパン株式会社

代表清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都墨田区横川三丁目六番七号三―〇室

雅高合同会社

清算人　張　斌

解散公告

当社は、令和八年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社Ｉ・Ｓ・Ｄ

代表清算人　伊藤　幸雄

解散公告

当社は、令和八年三月四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一〇号

株式会社ＭＭＣホールディングス

代表清算人　大谷　秀之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

清算人　**鄭**　武壽

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都町田市相原町一八〇三番地二六八

Royal Investments Japan株式会社

代表清算人　髙橋　好一

解散公告

当社は、令和七年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都豊島区高田三丁目三―一六―二一〇

栄盛国際株式会社

代表清算人　宮澤　基浩

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都文京区音羽一―二三―一二第一晃和堂ビル四一五号室

育川株式会社

代表清算人　張　嬌育子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都千代田区九段南二丁目四番九号

銅金株式会社

代表清算人　鴨下　信司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都港区南麻布四丁目一番一二号

株式会社ＨＡＴＡＫＥ　ＡＯＹＡＭＡ

代表清算人　川村　益充

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都足立区扇一丁目四九番一七号ベルドゥムール扇大橋Ⅱ七〇三

デイアセット合同会社

清算人　赤羽　勇人

解散公告

当社は、令和八年二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都品川区南品川四丁目一〇番一二号

株式会社ＧＵＥＳＴ

代表清算人　善積　和行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都葛飾区東金町三―一七―一〇ＫＢＳ―Ｆ―七

ＴＨＤトレーラーハウス販売合同会社

清算人　三歩一隆介

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都千代田区麹町三丁目三番地四

株式会社Ｃｏｎｅｃｔｉ

代表清算人　小野　亮

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都福生市熊川一六三三番地武蔵野拝島ハイツ二二一号室　グディックス有限会社

清算人　神村　鈴子

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

Ｙａｒｉｓ特定目的会社

代表清算人　菊地　耕平

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

東京都大田区東海三丁目七番三号

光正株式会社

代表清算人　鄧　權

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目六―一サクラピアビル五階

合同会社とよスタ

清算人　藤井　豊巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

神奈川県鎌倉市極楽寺一丁目八番一一号

株式会社オズメディア

代表清算人　対馬　和子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

長野市風間二〇三四番地四一

株式会社清水工務店

代表清算人　清水　和男

解散公告

当法人は、令和八年一月二十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

長野県東筑摩郡麻績村日二一五四番地

特定非営利活動法人善光寺街道歩き旅推進局

清算人　小瀬　佳彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字田中下一五一六番地

竹中電子工業株式会社

代表清算人　石原久美子

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

静岡県浜松市中央区本郷町一七四番地

株式会社エムケイモータースポーツジャパン

代表清算人　髙橋惣太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年三月六日

名古屋市名東区藤森西町八〇三番地

有限会社千種台食糧

清算人　橋川　和夫

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

愛知県大府市吉田町六丁目一七一番地

有限会社徳留建築

清算人　徳留　一美

第49期決算公告　令和８年２月19日

札幌市中央区南３条西４丁目３番地

札幌中央アーバン株式会社

代表取締役社長　高田　敏春

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,024,118
	固定資産	8,165,562
	合計	9,189,681
負債及び純資産の部	流動負債	525,417
	固定負債	2,641,850
	株主資本	6,022,414
	資本金	20,000
	利益剰余金	6,002,414
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(5,997,414)
	合計	9,189,681

(注)　当期純利益　184,093千円

解散公告

当社は令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

名古屋市名東区勢子坊二丁目八一六

合同会社Ａｆｔｅｒ　Ｌｉｇｈｔ

清算人　松林　潤一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

名古屋市中区錦二丁目一二番二一号

株式会社エクセラ

代表清算人　梶　剛士

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

三重県四日市市日永一丁目二番二十三号

有限会社四日市山王サービス

清算人　長谷川和史

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

三重県鈴鹿市国府町二七三番地の三

株式会社スズカサポート

代表清算人　水谷　陽夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

京都市東山区大和大路七条下る三丁目七軒町五七五番地　ネオコーポ東山一〇八

株式会社星野商会

代表清算人　星野　皓司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

京都市下京区西七条東石ヶ坪町二六番地

株式会社大野塗装

代表清算人　大野　泰資

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

京都府宇治市槇島町月夜六番地一朝日プラザ宇治一〇五号

合同会社ＳＳＴ－ＧＡＭＥＳ

清算人　太田　桂

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

大阪市西区立売堀三丁目六番二一－一三〇四号

松村不動産有限会社

清算人　松村　明義

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

大阪市浪速区敷津西一丁目九番一七－一〇四号

睿達株式会社

代表清算人　王　婷婷

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

大阪市淀川区西中島四丁目七番一八号

ケー・ディー・エンジニアリング株式会社

代表清算人　池田亜依子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

大阪市北区梅田一－一－三大阪駅前第３ビル二九階一－一－一号室

合同会社神宅ｈｏｍｅ

清算人　井神　猛

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

神戸市長田区若松町一丁目一番三号ポリマーセンター一階

株式会社神戸シューズジェイフレンズ

代表清算人　今井　紗南

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

奈良県大和郡山市椎木町三九七番地三

株式会社ザ・モートルポンプ

代表清算人　小池幸之助

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

鳥取県米子市角盤町三丁目九四番地

有限会社マツカ電器

清算人　松重　友樹

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

島根県松江市白潟本町二四番地

株式会社尾原呉服店

代表清算人　尾原　吉彦

第31期決算公告　令和８年３月６日

東京都新宿区新宿２丁目19番１号

日清紡都市開発株式会社

代表取締役　中村　清

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,263,776
	固定資産	2,555,511
	合計	8,819,288
負債及び純資産の部	流動負債	3,851,204
	固定負債	875,283
	株主資本	4,092,800
	資本金	480,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	3,582,800
	利益準備金	90,000
	その他利益剰余金	3,492,800
	（うち当期純利益）	(1,488,840)
	合計	8,819,288

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

広島市中区光南五丁目二番三一号
株式会社ビルテックコーポレーション
代表清算人　土村　学

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

山口県宇部市大字東須恵二六八二番地一
株式会社藤井商店
代表清算人　藤井　義昭

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

山口県宇部市大字妻崎開作一八九七番地の三
國際焼鈍株式会社
代表清算人　武永　眞秀

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

福岡市南区曰佐四丁目一二番一二号
有限会社篠原ホームサービス
清算人　篠原　薫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

鹿児島市下荒田二丁目四〇番五号
特定非営利活動法人ＷＯＲＬＤＷＩＤＥ
ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ　清算人　鮫島　夏希

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日目的たる業務の成功の不能並びに広島市長の認可により、令和八年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

広島市中区吉島東一丁目四番一八号
医療法人社団坂下外科
清算人　坂下　充

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

福岡県大野城市牛頸三丁目二番五号
医療法人健修会
清算人　久冨　圭子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日大分地方裁判所竹田支部の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月六日

大分県豊後大野市朝地町梨小一三八三番地
神道大教尺間嶽西大野講社
清算人　司法書士　和田　正敏

第40期決算公告　　令和８年３月６日

東京都台東区東上野四丁目24番11号
ＡＧＣアメニテック株式会社
代表取締役　伊藤　保弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	357,899
	固定資産	92,768
	資産合計	**450,667**
負債及び純資産の部	流動負債	146,636
	賞与引当金	25,095
	固定負債	151,733
	退職給付引当金	151,733
	株主資本	152,298
	資本金	50,000
	利益剰余金	102,298
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	89,798
	(うち当期純利益)	(41,000)
	負債・純資産合計	**450,667**

第 67 期 決 算 公 告

令和８年３月６日

山形市鉄砲町二丁目13番18号
蔵王ゴルフ株式会社
代表取締役　鈴木　　修

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流 動 資 産	63,090	流 動 負 債	57,442
固 定 資 産	1,176,555	固 定 負 債	795,848
有形固定資産	1,173,848	**負 債 合 計**	**853,290**
無形固定資産	1,286	株 主 資 本	386,354
投資その他の資産	1,419	資 本 金	80,000
		利 益 剰 余 金	306,354
		利 益 準 備 金	7,930
		その他利益剰余金	298,424
		（うち当期純損失）	(2,036)
		純 資 産 合 計	**386,354**
資 産 合 計	**1,239,645**	**負債・純資産合計**	**1,239,645**

第２期決算公告

令和８年３月２日

東京都港区芝三丁目４番13号

Korean Air Technics Japan株式会社

代表取締役　李　　碩雨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,000
	固定資産	—
	合計	10,000
負債及び純資産の部	流動負債	6
	固定負債	—
	株主資本	9,994
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△6
	その他利益剰余金	△6
	（うち当期純損失）	(6)
	合計	10,000

第２期決算公告

令和８年３月５日

東京都港区芝三丁目４番13号

Korean Air Airport Service株式会社

代表取締役　劉　　永喆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,055,462
	固定資産	1,603,801
	合計	2,659,264
負債及び純資産の部	流動負債	367,283
	固定負債	1,118
	株主資本	2,290,862
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,300,000
	資本準備金	2,300,000
	利益剰余金	△109,137
	その他利益剰余金	△109,137
	（うち当期純損失）	(106,465)
	合計	2,659,264

第６期決算公告

令和８年３月６日

東京都足立区六町３－２－２

株式会社葛飾冷機センター

代表取締役　新井　高洋

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	697
	固定資産	3,080
	資産合計	3,777
負債及び純資産の部	流動負債	150
	固定負債	1,656
	株主資本	1,971
	資本金	100
	資本剰余金	1,100
	資本準備金	1,100
	利益剰余金	771
	その他利益剰余金	771
	（うち当期純利益）	(331)
	負債・純資産合計	3,777

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月６日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産ソリューションズ株式会社　②国土交通大臣(6)6101　③代表取締役　日比野勇志　④東京都港区芝浦１－１－１　廃止した従たる事務所　東京都港区芝浦１－１－１　浜松町ビルディング30階（浜松町オフィス）　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝浦１－１－１　野村不動産ソリューションズ株式会社　代表取締役　日比野勇志

①ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社　②国土交通大臣(3)8660　③代表取締役　伊東要　④愛知県名古屋市中区栄２－４－18　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿１－８－１　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市中区栄２－４－18　ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社　代表取締役　伊東要

施設計画及び生活環境影響調査の実施計画に関する公告

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七三七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり公告し、施設計画及び生活環境影響調査の実施計画を縦覧に供します。

令和八年三月六日

株式会社ＴＥＣ武隈

一　事業者等の名称、代表者、住所

名称　株式会社ＴＥＣ武隈

代表者　代表取締役　大多和正宏

住所　宮城県岩沼市早股字前川一番地の二二

二　産業廃棄物処理施設等の設置場所

宮城県岩沼市押分字須加原一二九番六、一二九番一四

三　新設又は変更の別

新設

四　産業廃棄物処理施設等の種類

廃掃法施行令第七条第三号　汚泥の焼却施設

廃掃法施行令第七条第五号　廃油の焼却施設

廃掃法施行令第七条第八号　廃プラスチック類の焼却施設

廃掃法施行令第七条第十三号の二　産業廃棄物の焼却施設（施行令第七条第三号、第五号、第八条、第十二号に掲げるものを除く）

五　処理する産業廃棄物の種類

【産業廃棄物】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類。以上十六種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物は除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。）

【特別管理産業廃棄物】感染性産業廃棄物。

以上一種類

六　縦覧場所

塩釜保健所岩沼支所

（岩沼市中央三丁目一―一八）

株式会社ＴＥＣ武隈本社

（岩沼市早股字前川一番地の二二）

株式会社ＴＥＣ武隈ホームページ

（https://tec-takekuma.co.jp）

七　縦覧期間

令和八年三月六日～令和八年三月二十日

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

八　縦覧時間　午前九時から午後五時まで

九　意見書の受付期間　令和八年四月四日まで

十　意見書の提出方法

郵送、ファックス、株式会社ＴＥＣ武隈ホームページ（お問い合わせ欄）

【本件に関するお問い合わせ窓口】

（意見書提出先含む）

事業者名　株式会社ＴＥＣ武隈

住所　〒九八九―二四二四

宮城県岩沼市早股字前川一番地の二二

電話番号　〇二二三―二三―〇三三五

ファックス　〇二二三―二三―〇三三八

時間　午前九時から午後五時まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

第18期決算公告　令和８年２月20日
東京都港区新橋一丁目18番13号
株式会社　北　凛
代表取締役　金野　知典
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	563,532
	固定資産	29,286
	資産合計	592,818
負純資債及産びの部	流動負債	238,489
	固定負債	38,498
	退職給付引当金	30,280
	その他	8,218
	株主資本	315,830
	資本金	10,000
	利益剰余金	305,830
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	303,430
	（うち当期純利益）	(15,935)
	負債・純資産合計	592,818

決算公告　令和８年３月６日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー15ＦＣＩＲＣＬＥ
株式会社ｍａｉｒｕ　ｔｅｃｈ
代表取締役　大村　慧
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,685
	固定資産	173
	繰延資産	230
	合計	7,089
負純資債及産びの部	流動負債	3,452
	株主資本	△29,862
	資本金	500
	利益剰余金	△30,362
	その他利益剰余金	△30,362
	（うち当期純損失）	(18,662)
	新株予約権	33,500
	合計	7,089

第２期決算公告

令和８年３月２日
東京都港区芝三丁目４番13号
Korean Air Investment Japan株式会社
代表取締役　李　碩雨
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	204,385
	固定資産	3,776,758
	合計	3,981,143
負純資債及産びの部	流動負債	21,071
	固定負債	—
	株主資本	3,960,072
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,925,000
	資本準備金	3,925,000
	利益剰余金	△64,928
	その他利益剰余金	△64,928
	（うち当期純損失）	(64,928)
	合計	3,981,143

第５期決算公告

令和８年３月６日　東京都千代田区大手町二丁目６番４号
ＴＯＫＹＯ　ＴＯＲＣＨ常盤橋タワー９階
バンク・オブ・モントリオール証券株式会社
代表取締役　氷川　英俊
貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	877,414	流動負債	380,732
固定資産	211,948	賞与引当金	268,548
		株主資本	708,630
		資本金	355,000
		資本剰余金	345,000
		資本準備金	345,000
		利益剰余金	8,630
		その他利益剰余金	8,630
		（うち当期純利益）	(46,246)
資産合計	1,089,362	負債・純資産合計	1,089,362

第26期決算公告

令和８年３月６日
東京都港区西新橋一丁目８番１号ＲＥＶＺＯ虎ノ門４Ｆ
株式会社キーウォーカー
代表取締役　小林　一登
貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	677,681	流動負債	229,124
固定資産	109,679	（受注損失引当金）	(484)
		固定負債	33,338
		株主資本	524,485
		資本金	67,000
		資本剰余金	17,000
		資本準備金	17,000
		利益剰余金	440,485
		その他利益剰余金	440,485
		（うち当期純利益）	(131,576)
		新株予約権	414
資産合計	787,361	負債・純資産合計	787,361

第33期決算公告

令和８年３月６日　大阪府豊中市新千里東町一丁目５番３号
イスカル ジャパン株式会社
代表取締役社長　岡田　一成
貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,896,110	流動負債	1,100,619
固定資産	715,201	（賞与引当金）	(51,532)
		（未払有給休暇引当金）	(50,129)
		固定負債	555,386
		（退職給与引当金）	(351,797)
		株主資本	2,955,307
		資本金	10,000
		利益剰余金	2,935,307
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,932,807
		（うち当期純利益）	(102,405)
資産合計	4,611,312	負債・純資産合計	4,611,312

第８期決算公告

令和８年３月６日　東京都千代田区一番町23番地３
株式会社ビーケージャパンホールディングス
代表取締役　野村　一裕
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,099,376	流動負債	260,099
固定資産	8,176,560	賞与引当金	99,052
		固定負債	147,861
		株主資本	9,867,976
		資本金	100,000
		資本剰余金	9,182,656
		資本準備金	9,182,656
		利益剰余金	585,320
		その他利益剰余金	585,320
		（うち当期純利益）	(268,443)
資産合計	10,275,937	負債・純資産合計	10,275,937

第52期決算公告

2026年３月６日　香川県仲多度郡多度津町西港町42番地
シコク景材株式会社
代表取締役社長　浦生　信一
貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,072	流動負債	1,355
固定資産	2,444	（役員賞与引当金）	(3)
有形固定資産	2,301	固定負債	165
無形固定資産	33	（退職給付引当金）	(99)
投資その他の資産	109	株主資本	4,995
		資本金	98
		資本剰余金	776
		資本準備金	376
		その他資本剰余金	400
		利益剰余金	4,121
		利益準備金	54
		その他利益剰余金	4,067
		（うち当期純利益）	(123)
資産合計	6,516	負債・純資産合計	6,516

第43期決算公告

令和８年３月６日
神戸市中央区北長狭通四丁目４番18号
Ｋ－ｎｅｔ株式会社
代表取締役　中澤　竜二
貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,250,427	流動負債	890,654
固定資産	140,211	（賞与引当金）	(7,397)
		固定負債	1,179,034
		株主資本	△679,050
		資本金	50,000
		資本剰余金	7,388
		資本準備金	7,388
		利益剰余金	△736,438
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	△743,938
		（うち当期純損失）	(765,506)
資産合計	1,390,638	負債・純資産合計	1,390,638

第 33 期 決 算 公 告

2026年３月６日　香川県丸亀市土器町東八丁目537番地１

シコク・フーズ商事株式会社

代表取締役社長　大塚　恭平

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	332,745	流動負債	143,508
固定資産	151,262	（うち引当金）	(3,781)
		固定負債	15,209
		（うち引当金）	(12,766)
		株主資本	314,789
		資本金	20,000
		利益剰余金	294,789
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	289,789
		（うち当期純利益）	(32,533)
		評価・換算差額等	10,499
		その他有価証券評価差額金	10,499
資産合計	484,007	負債・純資産合計	484,007

第 54 期 決 算 公 告

2026年３月６日　香川県丸亀市土器町東八丁目537番地１

シコク景材関東株式会社

代表取締役社長　眞鍋　宣訓

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,774	流動負債	470
固定資産	397	（うち引当金）	(1)
		固定負債	95
		（うち引当金）	(95)
		株主資本	1,567
		資本金	50
		利益剰余金	1,517
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,503
		（うち当期純利益）	(128)
		評価・換算差額等	39
		その他有価証券評価差額金	39
資産合計	2,172	負債・純資産合計	2,172

第 48 期 決 算 公 告

令和８年３月６日　長野県長野市稲葉1661

サニーヘルス株式会社

代表取締役　西村　正弘

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,980	流動負債	4,651
固定資産	25,040	固定負債	7,418
		株主資本	21,337
		資本金	100
		資本剰余金	327
		その他資本剰余金	327
		利益剰余金	20,910
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	20,870
		（うち当期純利益）	(1,897)
		評価・換算差額等	1,614
		その他有価証券評価差額金	1,614
資産合計	35,020	負債・純資産合計	35,020

第 13 期 決 算 公 告

2026年３月６日　香川県丸亀市土器町東八丁目537番地１

シコク・フーズ商事株式会社

（消滅会社：シコク・フーズ保険サービス株式会社）

代表取締役社長　大塚　恭平

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	321,040	流動負債	120,566
固定資産	9,381	固定負債	—
		株主資本	209,855
		資本金	5,000
		利益剰余金	204,855
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	203,605
		（うち当期純利益）	(193,555)
資産合計	330,421	負債・純資産合計	330,421

※当社は2026年1月1日付で、当社を存続会社、シコク・フーズ保険サービス株式会社を消滅会社として吸収合併いたしました。当社は存続会社として消滅会社であるシコク・フーズ保険サービス株式会社の決算公告を行うものです。

第 4 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

東京都港区赤坂二丁目23番１号アークヒルズ・フロントタワーInControl内

TMUS International Japan株式会社

代表取締役　飯田　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,345
	資産合計	18,345
負債及び純資産の部	流動負債	10,643
	株主資本	6,250
	資本金	6,500
	利益剰余金	△249
	その他利益剰余金	△249
	（うち当期純損失）	(602)
	評価・換算差額等	1,451
	為替換算調整勘定	1,451
	負債・純資産合計	18,345

第 9 期 決 算 公 告

令和７年12月16日

東京都東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

Ｈ．Ｉ．Ｓ．ホテルホールディングス株式会社

代表取締役　澤田　秀雄

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,221	流動負債	1,404
固定資産	63,551	賞与引当金	194
		固定負債	70,660
		負債合計	72,257
		株主資本	515
		資本金	10
		利益剰余金	505
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	502
		純資産合計	515
資産合計	72,772	負債・純資産合計	72,772

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,311
販売費及び一般管理費	10,509
営業利益	2,802
営業外収益	385
営業外費用	415
経常利益	2,772
特別利益	116
特別損失	1,417
税引前当期純利益	1,471
法人税、住民税及び事業税	41
法人税等調整額	△550
当期純利益	1,980

第５期決算公告

令和８年３月６日

東京都千代田区一番町23番地３

株式会社ビーケー・ジャパン

代表取締役　野村　一裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,777,087
	固定資産	8,117,166
	合計	13,894,254
負債及び純資産の部	流動負債	5,239,412
	賞与引当金	138,175
	固定負債	9,903,085
	株主資本	△1,248,243
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△1,258,243
	その他利益剰余金	△1,258,243
	（うち当期純利益）	(538,819)
	合計	13,894,254

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月６日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目５番28号カーニープレイス仙台駅前通603号室

株式会社フロム・インパクト

代表取締役　尾形　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	25,891
	固定資産	14,836
	繰延資産	17,725
	資産合計	58,453
負債及び純資産の部	流動負債	15,992
	固定負債	53,383
	株主資本	△10,922
	資本金	22,000
	利益剰余金	△32,922
	その他利益剰余金	△32,922
	（うち当期純利益）	(5,779)
	負債・純資産合計	58,453

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号カーニープレイス仙台駅前通六〇三号室　株式会社フロム・インパクト

代表取締役　尾形　哲也

第48期決算公告

令和８年３月６日

東京都板橋区小茂根四丁目27番２号

株式会社ヨシモト工房

代表取締役　由本　益雄

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	167,284
	固定資産	69,585
	資産合計	236,870
負債及び純資産の部	流動負債	32,082
	株主資本	204,787
	資本金	20,000
	利益剰余金	184,787
	利益準備金	660
	繰越利益剰余金	184,127
	（うち当期純利益）	(16,585)
	負債・純資産合計	236,870

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都板橋区小茂根四丁目二七番二号

株式会社ヨシモト工房

代表取締役　由本　益雄

第７期決算公告

令和８年３月６日

静岡県浜松市中央区西塚町200番地

サーラＥ＆Ｌ浜松株式会社

代表取締役社長　三好祐太郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,864
	固定資産	359
	資産合計	3,224
負債及び純資産の部	流動負債	1,234
	（賞与引当金）	(199)
	固定負債	557
	（退職給付引当金）	(535)
	（株式報酬引当金）	(2)
	株主資本	1,432
	資本金	80
	資本剰余金	80
	利益剰余金	1,272
	（うち当期純利益）	(485)
	負債・純資産合計	3,224

決　算　公　告

令和８年３月６日

東京都荒川区西尾久一丁目10番９号

株式会社カマタック

代表取締役　鎌田　邦夫

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,629,364
	固定資産	51,546,855
	合計	57,176,219
負債及び純資産の部	流動負債	46,936,758
	固定負債	2,130,000
	株主資本	8,109,461
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△ 1,890,539
	その他利益剰余金	△ 1,890,539
	（うち当期純損失）	(1,956,102)
	合計	57,176,219

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都荒川区西尾久一丁目一〇番九号

株式会社カマタック

代表取締役　鎌田　邦夫

第39期決算公告

令和８年３月６日

愛知県春日井市美濃町二丁目９番地

株式会社コンテックフォーユー

代表取締役　近藤　美穂

貸借対照表の要旨（令和７年10月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	312,731
	固定資産	35,692
	合計	348,424
負債及び純資産の部	流動負債	89,857
	固定負債	40,000
	株主資本	218,566
	資本金	15,000
	利益剰余金	203,566
	利益準備金	2,850
	その他利益剰余金	200,716
	（うち当期純利益）	(16,315)
	合計	348,424

決　算　公　告

令和８年３月６日

東京都武蔵野市境二丁目２番18号

株式会社ＫＳＴ株主サポートサービス

代表取締役　三隅　克彦

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,729
	固定資産	296
	合計	5,025
負債及び純資産の部	流動負債	10,757
	株主資本	△ 5,731
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 7,731
	その他利益剰余金	△ 7,731
	（うち当期純利益）	(1,502)
	合計	5,025

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月六日

（甲）東京都武蔵野市境二丁目二番一八号

株式会社ＫＳＴ株主サポートサービス

代表取締役　三隅　克彦

（乙）神奈川県川崎市多摩区中野島四丁目二四番一五―四〇三号

有限会社ギャラクシー清算人　西嶋　光弘

第28期決算公告

令和８年３月６日

大阪市中央区久太郎町三丁目５番27号

株式会社ＴＨＤ

代表取締役　齋藤　斎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	368,534
	固定資産	1,167,350
	資産合計	1,535,884
負債及び純資産の部	流動負債	22,345
	株主資本	1,513,538
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,493,538
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,489,538
	（うち当期純利益）	(107,343)
	負債・純資産合計	1,535,884

第45期決算公告

令和８年３月６日

静岡県牧之原市波津828番地１

イトウシャディ株式会社

代表取締役　伊藤　義康

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	82,697,527
	固定資産	14,990,583
	繰延資産	235,715
	資産合計	97,923,825
負債及び純資産の部	流動負債	11,823,385
	固定負債	20,983,000
	株主資本	65,117,440
	資本金	12,500,000
	利益剰余金	52,617,440
	利益準備金	880,000
	その他利益剰余金	51,737,440
	（うち当期純利益）	(3,653,853)
	負債・純資産合計	97,923,825

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

静岡県牧之原市波津八二八番地一

イトウシャディ株式会社

代表取締役　伊藤　義康

第67期決算公告

令和８年３月６日

大阪市東淀川区東中島１丁目19番４号

ガストン化成株式会社

代表取締役　白石　泰章

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	149,008
	固定資産	214,484
	合計	363,492
負債及び純資産の部	流動負債	506
	株主資本	362,986
	資本金	10,000
	利益剰余金	352,986
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	350,486
	（うち当期純利益）	(15,700)
	合計	363,492

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金五千万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

愛知県名古屋市守山区白山四丁目一二〇三番地
株式会社玉越
代表取締役　髙木　宏動

第42期決算公告

令和８年３月６日
愛知県名古屋市守山区白山四丁目1203番地
株式会社玉越
代表取締役　髙木　宏動

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	766
	固定資産	10,013
	合計	10,780
負純資債及産のび部	流動負債	2,315
	固定負債	3,772
	株主資本	4,693
	資本金	100
	利益剰余金	4,593
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	4,568
	（うち当期純利益）	(125)
	合計	10,780

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

愛知県知多市新刀池二丁目二一番地
株式会社尾川パイプ
代表取締役　尾川　和正

第47期決算公告

令和８年３月６日
愛知県知多市新刀池二丁目21番地
株式会社尾川パイプ
代表取締役　尾川　和正

貸借対照表の要旨（令和７年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,628,429
	固定資産	996,467
	合計	2,624,896
負純資債及産のび部	流動負債	88,717
	固定負債	1,446,314
	株主資本	1,089,864
	資本金	13,000
	利益剰余金	1,076,864
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	1,073,614
	（うち当期純利益）	(86,781)
	合計	2,624,896

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

大阪市生野区巽北一丁目二一番二三―五〇二号
株式会社丸内
代表取締役　内田　峰準

決　算　公　告

令和８年３月６日
大阪市生野区巽北一丁目21番23―502号
株式会社丸内
代表取締役　内田　峰準

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,997
	固定資産	4,026
	資産合計	13,023
負純資債及産のび部	流動負債	90,140
	株主資本	△77,116
	資本金	20,000
	利益剰余金	△97,116
	その他利益剰余金	△97,116
	（うち当期純損失）	(14,071)
	負債・純資産合計	13,023

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
ネイルトロン株式会社
代表取締役　大屋　昭浩

第12期決算公告

令和８年３月６日
東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
ネイルトロン株式会社
代表取締役　大屋　昭浩

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9
	固定資産	0
	合計	9
負純資債及産のび部	流動負債	33
	固定負債	418
	株主資本	△442
	資本金	6
	利益剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	△452
	その他利益剰余金	△452
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	9

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
ハッピーアンドラッキー株式会社
代表取締役　西村　峯満

第10期決算公告

令和８年３月６日
東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
ハッピーアンドラッキー株式会社
代表取締役　西村　峯満

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	125
	固定資産	0
	合計	125
負純資債及産のび部	流動負債	12
	固定負債	0
	株主資本	113
	資本金	10
	利益剰余金	103
	その他利益剰余金	103
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	125

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
ハッピーアンドラッキー株式会社
代表取締役　西村　峯満

第10期決算公告

令和８年３月６日
東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
ハッピーアンドラッキー株式会社
代表取締役　西村　峯満

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	125
	固定資産	0
	合計	125
負純資債及産のび部	流動負債	12
	固定負債	0
	株主資本	113
	資本金	10
	利益剰余金	103
	その他利益剰余金	103
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	125

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社キュービットは、2026年２月22日で利用終了いたしましたキュービット商品券につきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次の通り払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉
株式会社キュービット
〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉
キュービット商品券（1,000円券・500円券）
〈払戻しの申出期間〉
2026年２月24日９時～2026年６月10日18時
※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。
〈お問い合わせ先〉
株式会社キュービット
〒950―0864
新潟県新潟市東区紫竹７丁目12番１号
電話　025―273―9215
受付時間　９時から18時まで（土、日、祝は除く）

第10期決算公告

令和８年３月６日
東京都中央区明石町４番９号
株式会社ＡＢＣ
代表取締役　西村　正弘

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36
	固定資産	315
	合計	351
負純資債及産のび部	流動負債	9
	固定負債	1,207
	株主資本	△864
	資本金	100
	利益剰余金	△964
	その他利益剰余金	△964
	（うち当期純損失）	(36)
	合計	351

第６期決算公告　令和８年３月６日
福岡県福岡市博多区那珂一丁目４番27号
スタンドイン株式会社
代表取締役社長　森　一馬

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,888
	固定資産	41,518
	資産合計	77,406
負純資債及産のび部	流動負債	98,900
	固定負債	36,000
	株主資本	△57,494
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△97,494
	その他利益剰余金	△97,494
	（うち当期純損失）	(12,231)
	負債・純資産合計	77,406

決　算　公　告

令和８年３月６日
東京都千代田区神田須田町二丁目23番地１
天翔秋葉原万世橋ビル706号室
株式会社アグリガーデンスクール＆アカデミー
代表取締役　堂脇　広一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,723,258
	固定資産	250,395
	合計	1,973,653
負純資産債及びの部	流動負債	36,355,069
	固定負債	△1,600,000
	株主資本	△32,781,416
	資本金	82,910,000
	利益剰余金	△115,691,416
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△115,691,416
	（うち当期純損失）	(8,465,414)
	合計	1,973,653

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千十一万円減少し千八百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年三月六日
東京都千代田区神田須田町二丁目二三番地一天翔秋葉原万世橋ビル七〇六号室
株式会社アグリガーデンスクール＆アカデミー
代表取締役　堂脇　広一

第４期決算公告

令和８年３月６日
東京都中央区京橋１－７－１
ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　13階
サンライズ・ベンチャー・サポート株式会社
代表取締役　西村　正弘

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	58
	固定資産	22
	合計	79
負純資産債及びの部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	79
	資本金	100
	利益剰余金	△21
	その他利益剰余金	△21
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	79

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年三月六日
千葉県市原市米原一六三九番地一
（甲）株式会社エイチ・ジェイ
代表取締役　岡本　豊
千葉県市原市米原一六三九番地一
（乙）株式会社ＨＫＩジャパン
代表取締役　岡本　豊

決算公告

令和８年３月６日
千葉県市原市米原1639番地１
株式会社ＨＫＩジャパン
代表取締役　岡本　豊

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,665
	固定資産	813,264
	資産合計	830,929
負純資産債及びの部	流動負債	1,092
	株主資本	829,837
	資本金	5,000
	資本剰余金	919,304
	その他資本剰余金	919,304
	利益剰余金	△94,467
	その他利益剰余金	△94,467
	（うち当期純利益）	(3,760)
	負債・純資産合計	830,929

決算公告

令和８年３月６日
千葉県市原市米原1639番地１
株式会社エイチ・ジェイ
代表取締役　岡本　豊

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,260,142
	固定資産	3,120,613
	資産合計	4,380,755
負純資産債及びの部	流動負債	944,257
	固定負債	1,824,949
	株主資本	1,611,548
	資本金	40,000
	資本剰余金	668,655
	資本準備金	360,000
	その他資本剰余金	308,655
	利益剰余金	902,892
	その他利益剰余金	902,892
	（うち当期純利益）	(203,504)
	負債・純資産合計	4,380,755

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年三月六日
東京都品川区西五反田二丁目二四番七号
（甲）ネイキスプロダクション株式会社
代表取締役　長谷川　潤
東京都品川区西五反田二丁目二四番七号
（乙）ネイキス・コンサルティング株式会社
代表取締役　中村　功一

第14期決算公告

令和８年３月６日
東京都品川区西五反田二丁目24番７号
ネイキス・コンサルティング株式会社
代表取締役　中村　功一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,195
	固定資産	186
	資産合計	42,381
負純資産債及びの部	流動負債	32,378
	固定負債	11,467
	株主資本	△1,464
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,464
	その他利益剰余金	△11,464
	（うち当期純利益）	(1,874)
	負債・純資産合計	42,381

第４期決算公告

令和８年３月６日
東京都品川区西五反田二丁目24番７号
ネイキスプロダクション株式会社
代表取締役　長谷川　潤

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	151,181
	固定資産	12,380
	資産合計	163,561
負純資産債及びの部	流動負債	198,153
	固定負債	65,387
	株主資本	△99,979
	資本金	9,000
	利益剰余金	△108,979
	その他利益剰余金	△108,979
	（うち当期純損失）	(11,152)
	負債・純資産合計	163,561

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年三月六日
神奈川県川崎市多摩区西生田四丁目二番九号
（甲）株式会社ＷＡＮＧＡＮ（旧商号　株式会社湾岸エンタープライズ）
代表取締役　吉田　智哉
神奈川県川崎市宮前区馬絹五丁目一番二四号
（乙）株式会社小野塚設備
代表取締役　小野塚　諭

第10期決算公告

令和８年３月６日
神奈川県川崎市宮前区馬絹五丁目１番24号
株式会社小野塚設備
代表取締役　小野塚　諭

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	213,541
	固定資産	2,411
	合計	215,952
負純資産債及びの部	流動負債	93,613
	固定負債	76,839
	株主資本	45,499
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,499
	その他利益剰余金	35,499
	（うち当期純利益）	(48,913)
	合計	215,952

第７期決算公告

令和８年３月６日
神奈川県川崎市多摩区西生田四丁目２番９号
株式会社ＷＡＮＧＡＮ
（旧商号　株式会社湾岸エンタープライズ）
代表取締役　吉田　智哉

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,251
	固定資産	11,113
	合計	185,365
負純資産債及びの部	流動負債	34,291
	固定負債	77,658
	株主資本	73,415
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,415
	その他利益剰余金	63,415
	（うち当期純利益）	(37,661)
	合計	185,365

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（甲）株式会社ハンガリー医科大学事務局

代表取締役　酒井　大輔

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（乙）株式会社チェコ医科大学事務局

代表取締役　酒井　大輔

第19期決算公告

令和８年３月６日

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

株式会社ハンガリー医科大学事務局

代表取締役　酒井　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	285,997
	固定資産	208,077
	合計	494,075
負純資産の債及び部	流動負債	446,479
	株主資本	47,596
	資本金	10,000
	利益剰余金	37,596
	その他利益剰余金	37,596
	（うち当期純損失）	(19,373)
	合計	494,075

第12期決算公告

令和８年３月６日

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

株式会社チェコ医科大学事務局

代表取締役　酒井　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,190
	固定資産	0
	合計	33,190
負純資産の債及び部	流動負債	203,322
	株主資本	△170,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	△180,133
	繰越利益剰余金	△40,027
	その他利益剰余金	△140,106
	（うち当期純損失）	(33,021)
	合計	33,190

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

大阪市浪速区幸町二丁目５番３号

（甲）株式会社クトクマーケティング

代表取締役　村石　建治

新潟県新潟市中央区山二ツ四丁目一二番一三号

（乙）クトクＲｅハウス販売株式会社

代表取締役　村石　建治

第45期決算公告　令和８年３月６日

大阪市浪速区幸町二丁目５番３号

株式会社クトクマーケティング

代表取締役　村石　建治

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,067,921
	固定資産	5,579
	資産合計	1,073,500
負純資産の債及び部	流動負債	388,842
	固定負債	150
	負債合計	388,992
	株主資本	684,508
	資本金	98,000
	利益剰余金	586,508
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	562,008
	（うち当期純利益）	(64,166)
	純資産合計	684,508
	負債・純資産合計	1,073,500

第10期決算公告

令和８年３月６日

新潟県新潟市中央区山二ツ四丁目12番13号

クトクＲｅハウス販売株式会社

代表取締役　村石　建治

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,133
	資産合計	74,133
負純資産の債及び部	流動負債	51,749
	固定負債	1,223
	負債合計	52,972
	株主資本	21,161
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 8,838
	その他利益剰余金	△ 8,838
	（うち当期純損失）	(2,107)
	純資産合計	21,161
	負債・純資産合計	74,133

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年一月十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

和歌山県伊都郡かつらぎ町移四三〇番地

（甲）クトク工業株式会社

代表取締役　村石　建治

大阪府岸和田市木材町九番地の一五

（乙）クトク運輸倉庫株式会社

代表取締役　村石　建治

第29期決算公告　令和８年３月６日

和歌山県伊都郡かつらぎ町移430番地

クトク工業株式会社

代表取締役　村石　建治

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	318,534
	固定資産	616
	資産合計	319,150
負純資産の債及び部	流動負債	160,489
	負債合計	160,489
	株主資本	158,661
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,673
	資本準備金	2,673
	利益剰余金	105,988
	その他利益剰余金	105,988
	（うち当期純利益）	(16,774)
	純資産合計	158,661
	負債・純資産合計	319,150

第47期決算公告　令和８年３月６日

大阪府岸和田市木材町９番地の15

クトク運輸倉庫株式会社

代表取締役　村石　建治

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	627,486
	固定資産	1,959
	資産合計	629,445
負純資産の債及び部	流動負債	194,060
	固定負債	1,160
	負債合計	195,220
	株主資本	434,225
	資本金	98,000
	利益剰余金	336,225
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	311,725
	（うち当期純利益）	(28,986)
	純資産合計	434,225
	負債・純資産合計	629,445

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（甲）ファーメックス・ジャパン株式会社

代表取締役　佐藤　攻

東京都文京区千駄木五丁目四一番一五号

（乙）アセアン・トレーディング株式会社

代表取締役　佐藤　攻

決算公告

令和８年３月６日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

ファーメックス・ジャパン株式会社

代表取締役　佐藤　攻

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,707
	固定資産	2,451
	資産合計	48,158
負純資産の債及び部	流動負債	31,351
	固定負債	493,150
	株主資本	△476,342
	資本金	55,000
	利益剰余金	△531,342
	その他利益剰余金	△531,342
	（うち当期純利益）	(—)
	負債・純資産合計	48,158

決算公告

令和８年３月６日

東京都文京区千駄木五丁目41番15号

アセアン・トレーディング株式会社

代表取締役　佐藤　攻

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,000
	固定資産	—
	資産合計	25,000
負純資産の債及び部	流動負債	—
	固定負債	20,000
	株主資本	5,000
	資本金	5,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	負債・純資産合計	25,000

第４期決算公告

令和８年３月６日

埼玉県新座市野火止二丁目５番34号

富士商工マシナリー株式会社

代表取締役　林　　康憲

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,706
	固定資産	958
	合計	2,664
負債及び純資産の部	流動負債	193
	固定負債	1,440
	株主資本	765
	資本金	55
	資本剰余金	445
	資本準備金	445
	利益剰余金	265
	評価・換算差額等	266
	合計	2,664

資本金及び準備金の額の減少公告

当会社は、二〇二六年二月十八日開催の取締役会及び臨時株主総会の特別決議により、資本金の額を五千五百万円から十万円に減少し、その減少額五千四百九十万全額をその他資本剰余金に振り替えること及び資本準備金四億四千五百十万円全額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしましたので公告いたします。つきましては、本減少に異議のある債権者は、この公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

埼玉県新座市野火止二丁目五番三四号

富士商工マシナリー株式会社

代表取締役　林　　康憲

第41期決算公告

令和８年２月17日

富山県富山市下新本町４番15号

ミドリ安全富山株式会社

代表取締役　佐藤　史典

貸借対照表の要旨

（令和７年11月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	410,863
	固定資産	2,474
	合計	413,337
負債及び純資産の部	流動負債	330,914
	株主資本	82,423
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,423
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	69,923
	（うち当期純利益）	(69,912)
	合計	413,337

第10期決算公告

令和８年３月６日

福岡県久留米市通町５―18
イデックビルＩ２Ｆ

株式会社ＳＡＮＣＹＯ

代表取締役　嘉村　裕太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,017
	固定資産	22,561
	合計	110,578
負債及び純資産の部	流動負債	106,146
	固定負債	124,386
	株主資本	△119,954
	資本金	3,000
	利益剰余金	△122,954
	その他利益剰余金	△122,954
	（うち当期純損失）	(53,765)
	合計	110,578

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＳＡＮＣＹＯ（乙）住所福岡県久留米市通町五―一八イデックビルＩ二Ｆ）の障害者の短期入所事業、相談支援事業、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年三月六日

福岡県久留米市通町五―一八イデックビルＩ二Ｆ

株式会社ＡＬＴ

代表取締役　田代　亮一

第45期決算公告

令和８年３月６日

長野県長野市稲葉1661

サニーヘルスホールディングス株式会社

代表取締役　西村　正弘

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,019
	固定資産	5,718
	合計	6,737
負債及び純資産の部	流動負債	1,394
	固定負債	2,811
	株主資本	2,531
	資本金	10
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	2,519
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	2,516
	（うち当期純利益）	(553)
	合計	6,737

第７期決算公告

令和８年３月６日

東京都町田市森野一丁目31番10号

株式会社
ＳＫＹ　ＨＵＭＡＮ　ＳＥＲＶＩＣＥ

代表取締役　石﨑　良一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,716,962
	固定資産	727,651
	資産合計	30,444,613
負債及び純資産の部	流動負債	14,780,573
	株主資本	15,664,040
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△14,335,960
	その他利益剰余金	△14,335,960
	（うち当期純利益）	(11,575,254)
	負債・純資産合計	30,444,613

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月六日

東京都町田市森野一丁目三一番一〇号

（甲）株式会社ＳＫＹ　ＨＵＭＡＮ　ＳＥＲＶＩＣＥ

代表取締役　石﨑　良一

東京都町田市森野一丁目三一番一〇号

（乙）株式会社ＳＫＹ

代表取締役　石﨑　良一

東京都町田市森野一丁目三一番一〇号

（丙）株式会社ＳＫＹＳＣＡＰＥ

代表取締役　石﨑　有子

第51期決算公告

令和８年３月６日

福岡県大川市大字鐘ケ江227番地の２

株式会社エトウ

代表取締役　山﨑　　彩

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,001,582
	固定資産	884,059
	合計	1,885,642
負債及び純資産の部	流動負債	916,034
	固定負債	357,064
	株主資本	612,543
	資本金	51,390
	資本剰余金	16,837
	（資本準備金）	(14,307)
	利益剰余金	544,315
	利益準備金	5,951
	その他利益剰余金	538,364
	（うち当期純利益）	(16,232)
	合計	1,885,642

第16期決算公告

令和８年３月６日

東京都町田市森野一丁目31番10号

株式会社ＳＫＹＳＣＡＰＥ

代表取締役　石﨑　有子

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	66,333,533
	固定資産	6,642,521
	資産合計	72,976,054
負債及び純資産の部	流動負債	70,751,087
	株主資本	2,224,967
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	1,224,967
	その他利益剰余金	1,224,967
	（うち当期純利益）	(7,354,975)
	負債・純資産合計	72,976,054

第11期決算公告

令和８年３月６日

東京都町田市森野一丁目31番10号

株式会社ＳＫＹ

代表取締役　石﨑　良一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	118,909,924
	固定資産	64,884,803
	資産合計	183,794,727
負債及び純資産の部	流動負債	51,819,770
	固定負債	31,976,000
	株主資本	99,998,957
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	98,998,957
	その他利益剰余金	98,998,957
	（うち当期純損失）	(15,040,841)
	負債・純資産合計	183,794,727

第９期決算公告

令和８年３月６日

福岡県久留米市西町847番地30

株式会社ＳＴＡＲＢＵＲＳＴ

代表取締役　山﨑　　彩

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,828
	固定資産	―
	合計	3,828
負債及び純資産の部	流動負債	14,534
	固定負債	―
	株主資本	△10,706
	資本金	1,000
	利益剰余金	△11,706
	その他利益剰余金	△11,706
	（うち当期純利益）	(25)
	合計	3,828